

第一類 第十九回国会
衆議院 農林委員会議録 第十八号

(三八六)

昭和二十九年三月十日(水曜日)	同月十日
午前十一時二分開議	委員河野一郎君辞任につき、その補
	委員長 井出一太郎君
	理事佐藤洋之助君 理事綱島
	理事芳賀 貢君 理事川俣
	秋山 利恭君 小枝 一雄君
	佐々木盛雄君 田子 一民君
	松山 義雄君 今井 耕君
	加藤 高藏君 足鹿 豊君
	井谷 正吉君 佐藤麿次郎君
	中澤 茂一君 中村 時雄君
	安藤 聰君 河野 一郎君
	農林政務次官 平川 守君
	農林事務官(農林經濟局長) 小倉 武一君
	(農地局長) 前谷 重夫君
	(通商産業事務官) 松尾泰一郎君
	委員外の出席者 井手 以誠君
	議員 謙君
	農林事務官(農林經濟局長) 松岡 亮君
	(通商産業事務官) 東辻 正夫君
	(通商産業事務官) 難波 理平君
	専門員 岩隈 博君
	専門員 藤井 信君
三月九日	消費者米価引上げ反対等に關する請願(西村力弥君紹介)(第三一二〇号)
	委員井手以誠君辞任につき、その補欠として佐藤麿次郎君が議長の指名で委員に選任された。

昭和二十九年度農林予算復活に關する請	秀晴外三百三十六名(第一四七七号)
	榮外六名(第一四六三号)
	同(京都府知事鰐川虎三)(第一四六四五一号)
	欠として中村梅吉君が議長の指名で委員に選任された。
	委員河野一郎君辞任につき、その補
	委員長 井出一太郎君
	理事佐藤洋之助君 理事綱島
	理事芳賀 貢君 理事川俣
	秋山 利恭君 小枝 一雄君
	佐々木盛雄君 田子 一民君
	松山 義雄君 今井 耕君
	加藤 高藏君 足鹿 豊君
	井谷 正吉君 佐藤麿次郎君
	中澤 茂一君 中村 時雄君
	安藤 聰君 河野 一郎君
	農林政務次官 平川 守君
	農林事務官(農林經濟局長) 小倉 武一君
	(農地局長) 前谷 重夫君
	(通商産業事務官) 松尾泰一郎君
	委員外の出席者 井手 以誠君
	議員 謙君
	農林事務官(農林經濟局長) 松岡 亮君
	(通商産業事務官) 東辻 正夫君
	(通商産業事務官) 難波 理平君
	専門員 岩隈 博君
	専門員 藤井 信君
三月九日	消費者米価引上げ反対等に關する請
	願(西村力弥君紹介)(第三一二〇号)
	委員井手以誠君辞任につき、その補
	欠として佐藤麿次郎君が議長の指名で委員に選任された。

昭和二十九年三月十日(水曜日)	同月十日
午前十一時二分開議	委員河野一郎君辞任につき、その補
	欠として中村梅吉君が議長の指名で委員に選任された。
	委員長 井出一太郎君
	理事佐藤洋之助君 理事綱島
	理事芳賀 貢君 理事川俣
	秋山 利恭君 小枝 一雄君
	佐々木盛雄君 田子 一民君
	松山 義雄君 今井 耕君
	加藤 高藏君 足鹿 豊君
	井谷 正吉君 佐藤麿次郎君
	中澤 茂一君 中村 時雄君
	安藤 聰君 河野 一郎君
	農林政務次官 平川 守君
	農林事務官(農林經濟局長) 小倉 武一君
	(農地局長) 前谷 重夫君
	(通商産業事務官) 松尾泰一郎君
	委員外の出席者 井手 以誠君
	議員 謙君
	農林事務官(農林經濟局長) 松岡 亮君
	(通商産業事務官) 東辻 正夫君
	(通商産業事務官) 難波 理平君
	専門員 岩隈 博君
	専門員 藤井 信君
三月九日	消費者米価引上げ反対等に關する請
	願(西村力弥君紹介)(第三一二〇号)
	委員井手以誠君辞任につき、その補
	欠として佐藤麿次郎君が議長の指名で委員に選任された。

同（鹿児島県始良郡清水村村長横山実夫外三百五十八名）（第一四九一号）
同（鹿児島県贈豊郡財部町南侯東川貞光外二千五百五十一名）（第一四九二号）
同（鹿児島県揖宿郡喜入村浜重任外百三十六名）（第一四九三号）
同（鹿児島県川辺郡加世田町議会議長有木伝左衛門）（第一四九四号）
同（鹿児島県薩摩郡宮之城町長手塚城外三千八百七十三名）（第一四九五号）
同（鹿児島県日置郡伊集院町大田松下熊吉外四百九十五名）（第一四九六号）
同（鹿児島県日置郡伊集院町大田松下熊吉外四百九十五名）（第一四九六号）
陳情書（新潟県西蒲原郡農業協同組合連絡協議会会長田中高作）（第一五七号）
同（新潟県刈羽郡高田村長中村幹一外二十二名）（第一五一八号）
同（第九南北議長杉浦敏一外三十一名）（第一五一九号）
同（愛知県碧海郡上郷村議會議長深津市松外五十二名）（第一五二号）
家畜保健衛生所廃止反対に関する陳情書（函館市函館家畜保健衛生所運営委員会長宗藤大陸外八名）（第一五六号）
同（夕張市長北島光盛外十七名）（第一五二四号）
同（美唄市長坂井省吾外二十七名）（第一五二五号）
同（外十九件）（北海道標津郡中標津町長横田俊夫外千七百三十七名）（第一五六五号）
同外二件（北海道白糠郡白糠町長青木金吾外九百六十二名）（第一五二七号）
同外二件（福島県南会津郡大宮村長神庭一久外三百五十八名）（第一五二八号）
同外二件（福島県河沼郡尾野本組合村長二瓶馬吉外四百八十七名）（第一五二九号）
同外一件（福島県東白川郡東白川家畜保健衛生所長鈴木武成外七百五十名）（第一五三〇号）
同（福島県安達郡和木沢村大字和田三瓶町外二百八十七名）（第一五三一号）
同（福島県岩瀬郡浜田村大字前田川小林栄作外三十三名）（第一五三二号）
同（佐母市長渡辺鉄吉外十五名）（第一五三三号）
同（愛知県知多郡東浦町長水野新外十九名）（第一五三四号）
同（愛知県八篠町村会連合会長請井伸太郎外三十五名）（第一五三五号）
同（愛知県宝飯郡小坂井町宝飯家畜保健衛生所生田康喜外五名）（第一五三六号）
同（大阪市東区大手前町大阪府蓄産課内大阪府畜產協会会長井坂豊光外十六名）（第一五三七号）
同外一件（広島県神石郡油木町長石井義雄外七十四名）（第一五三八号）
元伊佐丑之助外二百二十四名）（第一五三九号）
公営競馬の民営反対に関する陳情書（八王子市長小林吉吉助外一名）（第一五六五号）

同（下関市長福田泰三）（第一五六六号）
木金吾外九百六十二名）（第一五二七号）
同外二件（農林大臣を農林大臣の登録に改める。附則）

本日の会議に付した事件
小委員の補欠選任

連合審査会開会申入れに関する件、農林漁業金融公庫法の一部を改正する法律案（内閣提出第四五号）

開拓融資保証法の一部を改正する法律案（内閣提出第四四号）

肥料取締法の一部を改正する法律案（内閣提出第四四号）

（綱島正興君外二十四名提出、衆法第一一號）

砂糖に関する件

○井出委員長 これより会議を開きまます。

昨日本委員会に付託になりました綱島正興君外二十四名提出、肥料取締法の一部を改正する法律案を議題とした

1 この法律は、公布の日から起算して六十日を経過した日から施行する。

2 市町村の区域を除く区域を地区とする農業協同組合（以下「農業協同組合」という。）又は個人が、この法律の施行の際現に肥料取締法（以下「法」という。）第四条第一項第三号の肥料につき受けている農林大臣の登録は、当該登録の有效期間中は、法第七条の規定によりて都道府県知事がした登録とみなす。

3 農業協同組合又は個人が、この法律の施行の際現に法第四条第一項第三号の肥料につき交付されている登録は、当該登録の有効期間中は、法第十条の規定によつて都道府県知事が交付した登録とみなす。

法律の施行の際現に法第四条第一項第三号の肥料につき交付されてい

る農業協同組合は、当該登録の有効期間中は、法第十条の規定によつて都道府県知事が交付した登録とみなす。

肥料取締法の一部を改正する法律案

肥料取締法の一部を改正する法律案

肥料取締法の一部を改正する法律案

肥料取締法（昭和二十五年法律第二百二十七号）の一部を次のように改正する。

第一条中第二項を第三項とし、同一条第一項の次に次の二項を加える。

2 市町村の区域を除く区域を

○綱島委員 ただいま議題と相なりました肥料取締法の一部を改正する法律案について、提案理由を御説明申し上げます。

現在、肥料の生産及び流通に關しましては、肥料取締法に基づき、肥料の規格の公定、登録等の取締りが実施され

ることは、公定規格が定められている前項第三号の肥料を業として生産しようととする場合には、同項の規定にかかわらず、当該肥料を生産する場合にあつては、あくまで肥料の品質の保

る事業場の所在地を管轄する都道府県知事の登録を受けなければなりません。

第六条第二項及び第十二条第四項の登録を「農林大臣の登録」に改めます。

今ここに、御審議を仰ごうとしてお

りまする肥料取締法の一部を改正する

法律案も右の趣旨に沿つて、単位農業

協同組合または個人の生産する配合肥

料に關し、その登録を生産、流通する

地方の実態に即応した配合肥料の生産を促進し、もつて食糧確保の国民経済的要請に即応するものであると信ずるのであります。

以上が本法案を提案する理由であります。

何とぞ御審議の上すみやかに御賛同あらんことを希望する次第であります。

○井出委員長 次に農林漁業金融公庫法の一部を改正する法律案及び開拓融資保証法の一部を改正する法律案、以上両案を一括して議題といたし、前会に引き続き質疑を行います。質疑の通告があります。これを許します。足鹿覺君。

○足鹿委員 農林金融の問題についてこの際お伺いしたいのであります。私は他の委員会でもお尋ねしたのでありますけれども、大臣等の漠とした御答弁で問題が核心に触れませんので、あらためてお伺いたいと思うのであります。政府は昭和二十九年度の予算におきまして、財政投融資の面において著しく縮減の方針をとつておられるようであります。これはしばら論議をされておる点であります。念のために申し上げますならば、大体として、政府の財政投融資のわくをそろそろたまらせておる、前年度においては、農林運用部資金等に肩がわりますといひ方針でもつて貰がれておるようであります。農林金融の面について見ますならば、前年度においては政府資金が四百二十九億であつたものが本年度は二百億に減ぜられて、差引二百二十九億が減せられておるのであります。これと逆に資金運用部の面を見ますと、一般においては前年度七百五十一億のものが本年度は一千五十五億、差引三百四億を資金運用部に肩が

りさせておる。こうしたことにならうかと思うのであります。一兆円予算を名目上で通したいといふところから、極力財政投融資を圧縮したために、こういう矛盾が金融面にも及んで來ておることは明らかであると思うのであります。農林金融についてみましても、昨年は二百六十六億、本年は二百二十五億で、結局四十億総わくで減じております。なるほど昨年は農林金融公庫ができた年であります。政府の融資も二百六億という相当な額に達しております。これが初年度通りに本年もできるとは必ずしも言い切れませんけれども、昭和二十八年に比べて政府出資が九十五億に減つてゐる。逆に資金運用部は五十五億も増額して、大体昨年度通りといふじつまで合せておられるであります。これは先ほど申し上げましたように、中小企業金融公庫の面においても住宅公庫の面においても、あらゆる政府の財政投融資の面にこういう傾向が大同小異現われて來ておる。これは、こういふに現つたからといってコストは上げないことはないであります。これが、農林金融公庫の面におきましては、もつと用しましょ。しかし問題になりますことは、私どもとしては、特に農林漁業と縮めて、資金運用部資金等に肩がわりますといひ方針でもつて貰がれておるようであります。農林金融の面について見ますならば、前年度においては政府資金が四百二十九億であつたものが本年度は二百億に減ぜられて、差引二百二十九億が減せられておるのであります。これと逆に資金運用部の面を見ますと、一般においては前年度七百五十一億のものが本年度は一千五十五億、差引三百四億を資金運用部に肩が

りさせておる。こうしたことにならうかと思うのであります。一兆円予算を名目上で通したいといふところから、極力財政投融資を圧縮したために、こういう矛盾が金融面にも及んで來ておることは明らかであると思うのであります。農林金融についてみましても、昨年は二百六十六億、本年は二百二十五億で、結局四十億総わくで減じております。なるほど昨年は農林金融公庫ができた年であります。政府の融資も二百六億という相当な額に達しております。これが初年度通りに本年もできるとは必ずしも言い切れませんけれども、昭和二十八年に比べて政府出資が九十五億に減つてゐる。逆に資金運用部は五十五億も増額して、大体昨年度通りといふじつまで合せておられるであります。これは先ほど申し上げましたように、中小企業金融公庫の面においても住宅公庫の面においても、あらゆる政府の財政投融資の面にこういう傾向が大同小異現われて來ておる。これは、こういふに現つたからといってコストは上げないことはないであります。これが、農林金融公庫の面におきましては、もつと用しましょ。しかし問題になりますことは、私どもとしては、特に農林漁業と縮めて、資金運用部資金等に肩がわりますといひ方針でもつて貰がれておるようであります。農林金融の面について見ますならば、前年度においては政府資金が四百二十九億であつたものが本年度は二百億に減ぜられて、差引二百二十九億が減せられておるのであります。これと逆に資金運用部の面を見ますと、一般においては前年度七百五十一億のものが本年度は一千五十五億、差引三百四億を資金運用部に肩が

りさせておる。こうしたことにならうかと思うのであります。一兆円予算を名目上で通したいといふところから、極力財政投融資を圧縮したために、こういう矛盾が金融面にも及んで來ておることは明らかであると思うのであります。農林金融についてみましても、昨年は二百六十六億、本年は二百二十五億で、結局四十億総わくで減じております。なるほど昨年は農林金融公庫ができた年であります。政府の融資も二百六億という相当な額に達しております。これが初年度通りに本年もできるとは必ずしも言い切れませんけれども、昭和二十八年に比べて政府出資が九十五億に減つてゐる。逆に資金運用部は五十五億も増額して、大体昨年度通りといふじつまで合せておられるであります。これは先ほど申し上げましたように、中小企業金融公庫の面においても住宅公庫の面においても、あらゆる政府の財政投融資の面にこういう傾向が大同小異現われて來ておる。これは、こういふに現つたからといってコストは上げないことはないであります。これが、農林金融公庫の面におきましては、もつと用しましょ。しかし問題になりますことは、私どもとしては、特に農林漁業と縮めて、資金運用部資金等に肩がわりますといひ方針でもつて貰がれておるようであります。農林金融の面について見ますならば、前年度においては政府資金が四百二十九億であつたものが本年度は二百億に減ぜられて、差引二百二十九億が減せられておるのであります。これと逆に資金運用部の面を見ますと、一般においては前年度七百五十一億のものが本年度は一千五十五億、差引三百四億を資金運用部に肩が

りさせておる。こうしたことにならうかと思うのであります。一兆円予算を名目上で通したいといふところから、極力財政投融資を圧縮したために、こういう矛盾が金融面にも及んで來ておることは明らかであると思うのであります。農林金融についてみましても、昨年は二百六十六億、本年は二百二十五億で、結局四十億総わくで減じております。なるほど昨年は農林金融公庫ができた年であります。政府の融資も二百六億という相当な額に達しております。これが初年度通りに本年もできるとは必ずしも言い切れませんけれども、昭和二十八年に比べて政府出資が九十五億に減つてゐる。逆に資金運用部は五十五億も増額して、大体昨年度通りといふじつまで合せておられるであります。これは先ほど申し上げましたように、中小企業金融公庫の面においても住宅公庫の面においても、あらゆる政府の財政投融資の面にこういう傾向が大同小異現われて來ておる。これは、こういふに現つたからといってコストは上げないことはないであります。これが、農林金融公庫の面におきましては、もつと用しましょ。しかし問題になりますことは、私どもとしては、特に農林漁業と縮めて、資金運用部資金等に肩がわりますといひ方針でもつて貰がれておるようであります。農林金融の面について見ますならば、前年度においては政府資金が四百二十九億であつたものが本年度は二百億に減ぜられて、差引二百二十九億が減せられておるのであります。これと逆に資金運用部の面を見ますと、一般においては前年度七百五十一億のものが本年度は一千五十五億、差引三百四億を資金運用部に肩が

いうことは、これはもちろんできればけつこうでございますが、それよりも、御指摘のような特に必要な面がございますれば、それに重点を置いて金利の調整をはかつて行くというような方向へ進みたいといふふうに考えております。

それから公庫の貸付につきましていろいろ手続上の問題等もからみまして、なか／＼要望が達しにくい、金利の関係のほかに、そういう機構並びに手続の問題があるのではないか、こういう御指摘でございます。そういう点も確かにございまして、漸次改善を加えて参つておるのでありますと、その中に特に公庫の業務を信連に委託するという点についての問題でございまして、なあ／＼手続上の問題等もからみまして、いろいろ機構並びに手續の問題があるのではないか、こういう御指摘でございます。そういう点も確かにございまして、漸次改善を加えて参つておのでありますと、その中に特に公庫の業務を信連に委託するという点についての問題でございまして、なあ／＼手續上の問題等もからみまして、いろいろ機構並びに手續の問題があるのではないか、こういう御指摘でございます。そういう点も確かにございまして、漸次改善を加えて参つておのでありますと、その中に特に公庫の業務を信連に委託する

として、いかがかと存ぜられる筋もありますので、どれに委託しない、どの信連には委託するということは、できるだけ避けたいといふふうに考えております。そのかわりと申しまするか、そういう実質上の健全な信連という趣旨を生かすために、信連の委託する貸付金額の限度を、たとえば信連の出資金の何倍というふうなことでもつて御趣旨を伺つたしておられます。資本金で申しまされば、さしあたり資本金の三十倍といつた性質から言いましても、さほどのほどを生かして、信連に過重な負担にならないように、そつと申した委託何倍といふうなことでもつて御趣旨を不當が生じないようとにう線を検討いたしておられます。資本金で申しまされば、さしあたり資本金の三十倍といつたよ／＼なところを一つの限度にしませんが、目標としましては四月一日から実現に着手したいと考えて、そのつもりで準備を進めております。事業の内容についてでございますが、委託する範囲は、信連の組合員たる市町村協同組合が行う事業といふうにいたしたいと思います。市町村協同組合が行う事業でありますと、信連にすぐ委託するといふふうに思はれておりますが、若干問題が生じ得るものにつきましてはこれを除きまして、土地改良でありますとかあるいは造林でありますとか、農業倉庫、木炭倉庫あるいは畜産共同飼育施設、あるいは畜産共同事業施設であるいは農機具の製造業あるいは会社、こういったものを現在考へておるのであります。なお先ほど御指摘のようになります。おまけに本委員会の御決議に、健全な信連

連、こういつたことがあったのでございまするが、私どもいたしましては、どれが健全であり、どれが健全でないかということを、公庫の業務の委託を通じて明らかに表明するということをお通じて、最近物資がだん／＼と高くなつて来まして、現在では二十万円以上ので、どれに委託しない、どの信連には委託するということは、できるだけ避けたいといふふうに考えております。そのかわりと申しまするか、そういう実質上の健全な信連という趣旨を生かすために、信連の委託する貸付金額の限度を、たとえば信連の出資金の何倍といふうなことでもつて御趣旨を伺つたしておられます。資本金で申しまされば、さしあたり資本金の三十倍といつた性質から言いましても、さほどのほどを生かして、信連に過重な負担にならないようとにう線を検討いたしておられます。資本金で申しまされば、さしあたり資本金の三十倍といつたよ／＼なところを一つの限度にしませんが、目標としましては四月一日から実現に着手したいと考えて、そのつもりで準備を進めております。事業の内容についてでございますが、委託する範囲は、信連の組合員たる市町村協同組合が行う事業といふうにいたしたいと思います。市町村協同組合が行う事業でありますと、信連にすぐ委託するといふふうに思はれておりますが、若干問題が生じ得るものにつきましてはこれを除きまして、土地改良でありますとかあるいは造林でありますとか、農業倉庫、木炭倉庫あるいは畜産共同飼育施設、あるいは畜産共同事業施設であるいは農機具の製造業あるいは会社、こういったものを現在考へておるのであります。なお先ほど御指摘のようになります。おまけに本委員会の御決議に、健全な信連

連、こういつたことがあったのでございまするが、私どもいたしましては、どれが健全であり、どれが健全でないかということを、公庫の業務の委託を通じて明らかに表明するということをお通じて、最近物資がだん／＼と高くなつて来まして、現在では二十万円のもので、どれに委託しない、どの信連には委託するということは、できるだけ避けたいといふふうに考えております。そのかわりと申しまするか、そういう実質上の健全な信連という趣旨を生かすために、信連の委託する貸付金額の限度を、たとえば信連の出資金の何倍といふうなことでもつて御趣旨を伺つたしておられます。資本金で申しまされば、さしあたり資本金の三十倍といつた性質から言いましても、さほどのほどを生かして、信連に過重な負担にならないようとにう線を検討いたしておられます。資本金で申しまされば、さしあたり資本金の三十倍といつたよ／＼なところを一つの限度にしませんが、目標としましては四月一日から実現に着手したいと考えて、そのつもりで準備を進めております。事業の内容についてでございますが、委託する範囲は、信連の組合員たる市町村協同組合が行う事業といふうにいたしたいと思います。市町村協同組合が行う事業でありますと、信連にすぐ委託するといふふうに思はれておりますが、若干問題が生じ得るものにつきましてはこれを除きまして、土地改良でありますとかあるいは造林でありますとか、農業倉庫、木炭倉庫あるいは畜産共同飼育施設、あるいは畜産共同事業施設であるいは農機具の製造業あるいは会社、こういったものを現在考へておるのであります。なお先ほど御指摘のようになります。おまけに本委員会の御決議に、健全な信連

連、こういつたことがあったのでございまするが、私どもいたしましては、どれが健全であり、どれが健全でないかということを、公庫の業務の委託を通じて明らかに表明するということをお通じて、最近物資がだん／＼と高くなつて来まして、現在では二十万円のもので、どれに委託しない、どの信連には委託するということは、できるだけ避けたいといふふうに思はれております。そのかわりと申しまするか、そういう実質上の健全な信連という趣旨を生かすために、信連の委託する貸付金額の限度を、たとえば信連の出資金の何倍といふうなことでもつて御趣旨を伺つたしておられます。資本金で申しまされば、さしあたり資本金の三十倍といつた性質から言いましても、さほどのほどを生かして、信連に過重な負担にならないようとにう線を検討いたしておられます。資本金で申しまされば、さしあたり資本金の三十倍といつたよ／＼なところを一つの限度にしませんが、目標としましては四月一日から実現に着手したいと考えて、そのつもりで準備を進めております。事業の内容についてでございますが、委託する範囲は、信連の組合員たる市町村協同組合が行う事業といふうにいたしたいと思います。市町村協同組合が行う事業でありますと、信連にすぐ委託するといふふうに思はれておりますが、若干問題が生じ得るものにつきましてはこれを除きまして、土地改良でありますとかあるいは造林でありますとか、農業倉庫、木炭倉庫あるいは畜産共同飼育施設、あるいは畜産共同事業施設であるいは農機具の製造業あるいは会社、こういったものを現在考へておるのであります。なお先ほど御指摘のようになります。おまけに本委員会の御決議に、健全な信連

連、こういつたことがあったのでございまするが、私どもいたしましては、どれが健全であり、どれが健全でないかということを、公庫の業務の委託を通じて明らかに表明するということをお通じて、最近物資がだん／＼と高くなつて来まして、現在では二十万円のもので、どれに委託しない、どの信連には委託するということは、できるだけ避けたいといふふうに思はれております。そのかわりと申しまするか、そういう実質上の健全な信連という趣旨を生かすために、信連の委託する貸付金額の限度を、たとえば信連の出資金の何倍といふうなことでもつて御趣旨を伺つたしておられます。資本金で申しまされば、さしあたり資本金の三十倍といつた性質から言いましても、さほどのほどを生かして、信連に過重な負担にならないようとにう線を検討いたしておられます。資本金で申しまされば、さしあたり資本金の三十倍といつたよ／＼なところを一つの限度にしませんが、目標としましては四月一日から実現に着手したいと考えて、そのつもりで準備を進めております。事業の内容についてでございますが、委託する範囲は、信連の組合員たる市町村協同組合が行う事業といふうにいたしたいと思います。市町村協同組合が行う事業でありますと、信連にすぐ委託するといふふうに思はれておりますが、若干問題が生じ得るものにつきましてはこれを除きまして、土地改良でありますとかあるいは造林でありますとか、農業倉庫、木炭倉庫あるいは畜産共同飼育施設、あるいは畜産共同事業施設であるいは農機具の製造業あるいは会社、こういったものを現在考へておるのであります。なお先ほど御指摘のようになります。おまけに本委員会の御決議に、健全な信連

になりますか。共同利用設備といふもののが規定はきわめて抽象的であり、その内容は一応きめでありますけれども、もうこういう段階になつて、少くとも日本の農業を共同化し、その共同化の線を通じて、その範囲なり対象、種目といふものを検討されなければならぬのではないか。私はこういふふうに思うわけなんです。タバコの事例と、今の提案がありました肥料共同配合の問題とあわせて、共同利用設備の問題について、具体的に御答弁を願いたい。

○小倉政府委員 具体的な事例として

出されましたタバコ、それから配合肥料につきましての共同施設についての融資の問題でございますが、これはもちろん共同施設ということでございまして、公庫の側からいえば、当然融資の対象になり得る性質のものだと考

えます。ただし、本年におきましてもそぞりでございますが、例年若干ずつは共同施設の範囲はふやして参つておるの

であります。そこで二十九年度におきましても、今御指摘のようなこともござりますし、なお私どもいたしまして、気のつきましたものについて、若干共同施設の種類をふやしたい、かよ

うに考えておつたのであります。しかしききました総額が、昨年よりもむろ減つておるといふようなことでござりますので、新規の共同施設といふものは、一応あきらめたのであります。そこでこのタバコ等につきましてはおるの

金額がどの程度になるのか、実は正確なことを今承知しておりません。わざわざ入れて考へることができますが、具体的に

○小倉政府委員 実は肥料の小配合等につきましては、農村の要望をかなり広く充足して参りますと、相当な金額がいるだらうと思います。タバコにつきましては、そういう御要望の筋は聞い

きました。それで、その他の要望をいたしておるところではございませんが、具体的に

○小倉政府委員 その他の要望をいたしておるところではございませんが、これはもちろん

くわづかだということでは意味をなさないことがあります。たとえば、またそれが組織化されて行くことは、従来の事例に従つくてござりますので、金額は一つ一つになりますと、そこ大きなはならない

ことになります。たとえば模範的にやつてみると、一度はたとえ、専売公社等ともよく御相談いたして、できるだけ措置を講じたいと思ひます。肥料小配合所につきましては、年度は考へたい、かよう存じます。

○足鹿委員 その他の要望をいたしておるところではございませんが、これはもちろん

くわづかだということでは意味をなさないことがあります。たとえば、またそれが組織化されて行くことは、従来の事例に従つくてござりますので、金額は一つ一つになりますと、そこ大きなはならない

ことになります。たとえば、専売公社等ともよく御相談いたして、できるだけ措置を講じたいと思ひます。肥料小配合所につきましては、年度は考へたい、かよう存じます。

対象、種目といふものを検討されなければならぬのではないか。私はこういふふうに思うわけなんです。タバコの事例と、今の提案がありました肥料共同配合の問題とあわせて、共同利用設備の問題について、具体的に御答弁を願いたい。

○小倉政府委員 具体的な事例として

出されましたタバコ、それから配合肥料につきましての共同施設についての融資の問題でございますが、これはもちろん共同施設ということでございまして、特記願いたしておきませんが、各県若

くいふうに承知してよろしいです。けれども、融資をいたしておりますの

で、そういうものももちろんございま

すが、このわくの運用によりまして、二十九年度は、重要なものにつきましては、できるだけ融資の道を講じて行くこととで考えて行きたい、かよ

うに存じます。

○足鹿委員 それでは、りくつはやめます。

○小倉政府委員 なお共同施設の問題について、先ほど私がいろいろと意見を交

えてお尋ねをしたように、共同施設の範囲なり、その対象の種類、そういう点について再検討をされたい。たとえば肥料の小配合なり、今私が指摘し

た点について再検討をされたい。たとえば肥料の小配合なり、今私が指摘した点について再検討をされたい。たとえば肥料の小配合なり、今私が指摘した点について再検討をされたい。

○小倉政府委員 共同施設につきましては、農業の改良発達のために、この施設が望ましい、また必要であるということも

あります。たとえば、肥料の小配合なり、今私が指摘した点について再検討をされたい。

○足鹿委員 ただいま局長のいろいろ御構想を開いて、これ以上申し上げるのはどうかと思いますが、いま一言申し上げておきたい。去年の実績といふことを非常に力説されましたが、去年の実績といふ、一つの実績本位では必ずしも正鶴なものが出るか出ぬかというこ

とをいたしておりませんが、各県若くいふうに承知してよろしいです。けれども、融資をいたしておりますの

で、その他の要望をいたしておられます。たとえば元も子もなくする。市中銀行からも見放されておる。市中銀行は当初に金回転で、しかもそれが天災地変にあ

りたい、かよう存じております。

○足鹿委員 そうしますとタバコの乾燥所なり肥料の小配合所についても、特別に共同施設としてあげてありませんが、それはその他の事項においてやる。こういふうに承知してよろしいです。

○小倉政府委員 そういう趣旨であります。

○足鹿委員 なお共同施設の問題について、先ほど私がいろいろと意見を交えてお尋ねをしたように、共同施設の範囲なり、その対象の種類、そういう点について再検討をされたい。たとえば肥料の小配合なり、今私が指摘した点について再検討をされたい。

○小倉政府委員 共同施設につきましては、農業の改良発達のために、この施設が望ましい、また必要であるということも

あります。たとえば肥料の小配合なり、今私が指摘した点について再検討をされたい。

○足鹿委員 ただいま局長のいろいろ御構想を開いて、これ以上申し上げるのはどうかと思いますが、いま一言申し上げておきたい。去年の実績といふことを非常に力説されましたが、去年の実績といふ、一つの実績本位では必ずしも正鶴なものが出るか出ぬかというこ

とをいたしておりませんが、各県若くいふうに承知してよろしいです。けれども、融資をいたしておられます。たとえば元も子もなくする。市中銀行からも見放されておる。市中銀行は当初に金回転で、しかもそれが天災地変にあ

りたい、かよう存じております。

○足鹿委員 ただいま局長のいろいろ御構想を開いて、これ以上申し上げるのはどうかと思いますが、いま一言申し上げておきたい。去年の実績といふことを非常に力説されましたが、去年の実績といふ、一つの実績本位では必ずしも正鶴なものが出るか出ぬかというこ

かやつかいになりますので、町村協同組合あるいは土地改良区でござりますれば、町村を区域とした地元土地改良、そういうところで線を引きたい。もちろん実際の事業として隣りの村に及ぶということもございましょう。それをおかましく言つつもりはございませんが、一応の基準といたしましては、それ程度でなく村といふところで抑えまして、たとえば協同組合といたしましても、農村工業等を郡の段階でやることになりますと、事業の規模も相当大きくなる場合もあり得ますので、これは一応今の段階としては省いておいたらどうか、こういつもりでおるのです。もちろんこれは永久にそういうつもりではございません。さしあたり発足する場合の基準といたしまして、大事をとつてそういうところに一応の線を引くというふうに考えておるのであります。

○足鹿委員 くどいようですが、町村における小規模土地改良といふことにありますと、金額はどの程度を最高標準と見ておられますか。小規模土地改良もその事業の種類によっていろいろ違うでしようが、そこまでもうすでに御検討になつたか、四月一日には発足といふお話なのだから、大体検討してあると思うのですが、資料を見てからもう少し私はただしたいと思います。委員長、私はさつき資料を要求しましたのですが、委託業務に關する資料をいただいた上で、さらに質問いたしたいと思います。これは私からだけでなく、芳賀委員からも関連で出ておりまして、せつから発足されるのですから、もつと検討しておいていただきたいと思います。

○井出委員長 あなたの質問は留保しておきます。それから平川局長からの答弁がございます。

○平川政府委員 農地担保金融の問題につきましては、御承知のように從来政府の特別会計において買上げをするという形において實際上の担保金融を実施しておるわけあります。これをさらに一步進めて、たとえば担保の貸出金額等をもつとふやしてもらいたい、融資の総額ももつとふやしてもらいたい、またそれに関連いたしまして政府の特別会計による買上げという形でなしに、初めから融資という形で貸出しのできるような制度をつくる式でなさい、現にから融資という形で貸出しができるような制度をつくることになります。そこで、大蔵省ともう少し研究しておこなっておつたわけがあります。大蔵省との話合いもなか／＼むずかしくありまして、大蔵省としても、もう少しこそ研究をさせてもらいたいところでありますと、大蔵省との話合いもなか／＼むずかしくあります。大蔵省ともう少し研究をしておこなっておつたわけがあります。

○足鹿委員 くどいようですが、町村までに至りませんでした。大蔵省で問題にいたしておりますのは、つまり農業に対する金融にいろいろの種類がありますが、長期の資金については公庫、短期の資金については系統金融機関、特に農業手形といふような制度もござりますが、長期の資金についてあると思うのですが、資料を見てからもう少し私はただしたいと思います。委員長、私はさつき資料を要求しましたのですが、委託業務に關する資料をいただいた上で、さらに質問いたしたいと思います。これは私からだけでなく、芳賀委員からも関連で出ておりまして、せつから発足されるのですから、もつと検討しておいていただきたいと思います。

○足鹿委員 これは大きな問題でありますので、きようちよつとだけ触れておいたかったら、封建制を民主化して行くためには、土地の私有制といふものに対して抜本的な対策を入れなければならないといふことが、日本の民主化をはばんでおる農村の場合に、その所要資金がどういうふうに使われる性質のものであるか、これがいろいろ重複するのではないかろかといたしましては、せつから創設されました自作農家が転落することをおそれておるわけであります。農村に質草がないから、農林

金はそれぐれど貸し出されますが、それには間に病人がたり、あるいは家族に病人がたり、あるいは資本を得ず農地を手離さざるを得ないというような現象が、現にある程度起りつつあるのではないか、そういう意味の金融をはかることが必要でないか、そうすると、そういう場合にやむを得ず農地を手離すというのを救う、そういう意味の金融をはかることが必要でないか、それを手離すときに参考しておるわらうか、こういうふうに考えておるわけであります。それで、まずそれについておきまして、これにつきましては、いま少し検討をいたしたい。大蔵省との話合いも、大蔵省ももう少し研究しておこなっておつしやいましたが、農地の改革の方向を逆行せしめるというよ

うなことは全然考えておらないわけではありません。農地担保金融の制度にいたしましては、せつから創設されました農地の私有制といふものに対して抜本的な対策を入れなければならないといふことが、日本の民主化をはばんでおる農村の封

建制を民主化して行くためには、土

地の私有制といふものに対して抜本的な対策を入れなければならないといふことが、日本の民主化をはばんでおる農村の封

ことをやつておるといつたような場合もあり得るかと思ひます。これはよく具体的な事例と照しまして判断をしなければならぬと思つております。

○福田(喜)委員 そういうわけのわからぬ答弁では困るのでありますと、今言つたように次の理事会あるいは役員会を開いて、十人の理事を五人にしろ、次の選挙にはこれと～～は立てるな、理事の数はこれと～～これにしろ、もしこれの言つたことを聞かなければ金は貸さぬ。今までやつたものを取上げる、こういうことを言つて来ておるのでございます。選挙を建前とすと、この事業団体に、こういうことを言つて来ておるのでありますと、これはこの通牒をもとに言つて來ておるのです。私も法律をやつた者ですから、この通牒で法律はかかることはできないことは百も知つておる。再建整備法でそんな権限を与えていないことは百も知つておる。こういう事實をやつておることに対するあなたの考へは、農林省の責任者であるあなたの考へはどうかといふことを聞いておるのであります。今申し上げた具体的な事実についてお答えを願いたい。

○小倉政府委員 そういう事実は私承知しておりません。従いましてお答えするわけには参りません。しかもそこまで具体的に話が進む前に、私どもの考へで申しますれば、当然に整備計画といふものは審議会にかかりて、承認されて、その実施の過程といふことは、あるいはそういうことが起り得るかとも思ひますが、整備計画が具体的に立ちまして、そしてこれでやるう

ことになつておりますのは、ごくわずかでございまして、三重原の経済連がほぼきまりかけておりますが、他はまだいわば準備中でございまして、具体的に理事の数を何人にしろ、しかも理事はどういう人にしろ、そこで行つてないのではないか。

下準備としている～～話しは行われておるという事はあります。私は御存じないというが、私は、農林委員会においてこういう事柄がひんびんとして行われておるのであります。あなたは御存じないというが、私は、農林委員会においてこれまで行つてないのではないか。

二つずつ持つておられるだらうと思ひます。それを御存しないということは、農林省として非常な怠慢であると私は思います。私の方に報告がないといふならば、それはまたたくエジプトかどこかの農林省だろうと思ひますが、ほんとうに御存じないのでしようか。

○小倉政府委員 私は存じておりません。それはよく調査いたしますけれども、行き過ぎがあれば、お知らせいただきますればけつこうであります。そういう行き過ぎの点は当然排すべきではありませんので、そういう点につきましては、なお私どもいたしましても今後十分注意をいたします。

○福田(喜)委員 そういう御答弁でありますならば、この通牒が巻き起して

おる旋風については、さらにその趣旨を弁明する通牒を出してもらいたいの

であります。現実の姿におきまして、こういう経済情勢になりますと、金融機関が非常な勢いを持つて各事業団体

の内部に干渉して来る、人事権に干渉する、これが日本の事業運をいかにゆ

がめておりますか、この点も局長は御存じないでございましょうか。

○小倉政府委員 非常に一般的なお尋ねでございまして、必ずしも私からお答えするのが適當かどうかわかりませんが、いずれにいたしましても、整備

促進の問題に關しまして、不當に金融組合の運営といふことに照して、不当なものは不當でございますので、その

組合が經濟連等の人事その他に干渉するといふことはよくないことはもちろんでございますので、整備促進のため

はこの点につきましては、遺憾ながら足鹿委員と少し意見を異にしております。農地法の問題であります。この

農地法に対する改革は、一切改革するものが逆行というふうにとられており

ます。農地の問題であります。あなたは御存じないというが、私は、農林委員会においては、要するに農地改革によって自作農を創設しよう、できる限り働く農民が同時に土地の所有者であるという関係を確立して行こうといふのが農地改革の精神だと思いますが、それがどうで

なしに地主、小作の關係が広まつて、あるいは自作農が転落して行く、こういうことを称して逆行と申されたのだ

と思います。

○福田(喜)委員 さつき足鹿委員のお話のうちで、土地に担保権を認めるこ

とはいけないとか、あるいは財産権を認めることは、たいへんなことになります。現実の姿におきまして、さつき足鹿委員のお話のうちで、土地に担保権を認めるこ

とは、やめろ、質疑をやれ」と呼ぶ者あり)それについて私は農林当局に質疑をしているのだ。そういうことに対する農林当局の答弁がありました。担保権を否認するとか、財産権を否認するとか、土地を不動財物視する、これは経済上から言つたら非常なことになつて、自作農創設の趣旨とまつたく逆行するようなことになりますが、平川局長の御答弁は依然として同じでござりますか。

○平野政府委員 政府から発します通牒は、法律に基いてその法律の運用を適正ならしめるという趣旨から出しておることはもちろんでございますが、私は、要するに農地改革によって自作農を確立して行こうといふのが農地改革の精神だと思いますが、それがどうで

なしに地主、小作の關係が広まつて、あるいは自作農が転落して行く、こういうことを称して逆行と申されたのだ

と思います。

○福田(喜)委員 今、平野次官の御答弁を信用いたしますが、こういう例は農林委員会の各委員の諸公のおひざ元において多々あることござりますの

るための通牒を出していただきたいと思うであります。

それから第二点でござりますが、私は、この点につきましては、遺憾ながら足鹿委員と少し意見を異にしております。農地法に対する改革は、一切改革するものが逆行というふうにとられており

ます。農地の問題であります。あなたは御存じないというが、私は、農林委員会においては、要するに農地改革によって自作農を創設しよう、できる限り働く農民が同時に土地の所有者であるという関係を確立して行こうといふのが農地改革の精神だと思いますが、それがどうで

なしに地主、小作の關係が広まつて、あるいは自作農が転落して行く、こういうことを称して逆行と申されたのだ

を買上げるという形式でやつておるの
であります。これをさらにその反対の貸
付の金額なり総額なりどうものを広げ
行くことが、いろいろな事情で土地
を手放さなければならないような状態
になつておる農家に対して、その自作
を維持するという政策として必要では
ないかということで検討しておるとい
う意味であります。従つてもちらんそ
の大前提としては、農地に価格を認
え、またその売買を認めるという建前
で出ておるのであります。足鹿委員の
御質問は、その担保金融の形式なり考
え方なりのいかんによつては、せつかく
創設された自作農が逆にまた農地を手
放すというような事態を促進すること
になりやしないかという御趣旨かと思
いましめたが、私どもといたしましては、
要するに目標としては、創設された自作
農があくまでも維持されて行くという
ことを目標として、しかも現実の事態
においていろいろな事情で農地を手放
さなければならぬという事態があるわ
けであります。その現実の事態に対し
て、そういう状態にならぬようにし
て、急場を救えるような金融をして行
かなければならぬということを考えて
おるわけであります。大前提として農
地を不融通扱するとか、その財産価
値を認めないとすることは、私として
は考えておらないのであります。

○福田(喜)委員 私はこの問題につい
てはまだ多々言うべきこともあります
とか、あるいは財産権を認めるとか認
めないとかいうことは、どの限度にお
いてのことなんでしょうか、この点に
おきたいと思います。

つきまして平川局長の御意見を承つて
おきたいと思います。

○平川政府委員 ただいま申しました
ように、農地の財産的な価値あるいは
その売買といふようなことを当然前
提として認めて考えておるわけであ
ります。ただもとより農地法にあります
ように、この農地という財産について
は、たとえばそれを処分するにしまし
ても、いろいろな制約を加えておる。一
定の資格のある者でなければこれを賣
うことができないとか、あるいは許可
を必要とするとか、いろいろな制約を
加えておることは、やはりこの農地と
いうものができるだけ耕作者と結びつ
いておる、その所有権と耕作権が結び
ついておるということ、つまり自作
農ができるだけ維持し、創設して行こ
うという精神の法律であります。従つ
てその大精神に必要な限りのそういう
許可であるとか、いろいろな制約は伴
いますけれども、しかしその根本にお
いて農地の一定の財産価値を認める、
またその融通を認めるということが
大方針であります。その制約といた
しまして許可とか、そういうような制
約がついている、こういうふうに考え
ます。

○井出委員長 この際平川局長にちよ
つと要請申し上げます。きょうは農地
の問題について非常に相対立したよ
うな意見も出ましたが、最近の農地の閑
地を不融通扱するとか、その財産価
値を認めないとすることは、私として
は考えておらないのであります。

○吉川(久)委員 私は理事会の申合せ
等もござりますので、きわめて簡潔に
質問をいたしますが、お答えは簡潔に
お願いをいたします。

第一番に二十九年度の本予算の政府
原案に對しまして、修正案が出されま
した、修正可決でございますが、それ
によりますと、十五億の土地改良を初
めとする食糧増産対策費が修正計上さ
れております。かかるにこの農林漁業
金融公庫の方の一般会計からの繰入れ
は全然触れていないので、非常に片ち
んばな予算が成立したわけなんです。
これは私の党もやつたので、今後これ
については何らかの措置をとらなければ
ならないと思つておりますが……、
(賛成したじやないかと呼ぶ者あり)
それだから伺うのですが、このまで食
糧増産、土地改良等の事業に支障なき
や。支障があるとするならば、今後ど
ういう措置を講ずるのか。講じなければ
ばならないのか。まずこの点を伺つて
おきます。

○平野政府委員 今回の予算の修正に
つきましては、もとより政府としては
何ら関知しないところであります。が、
御修正になります以上は、政府として
運用の適正を期したいということで、
先般も特に懇談会をお開きいただきま
して、政府の意見も述べたわけでござ
います。実はただいまお話を点は政府
からもお願い申し上げまして、一般会
議だけをおいじりになりましても、そ
れに伴う地方財政の負担分とか、あるい
はただいまお話を農林漁業金融公庫の
出資を増加するとかいうことが伴わな
ければ、政府として支障を来しますの
でこの点もお願い申し上げましたけれ
ども、三党間のお話においてそういう
ことに触れておられなかつたので、実
際には私どもとしてあれは片手落ち修正で
あると遺憾に思つておるわけでござ
ります。これが今後の問題についてや
りくりがができるかできないかをお尋ね
したのであつて、遺憾であるといふこと
とでござりますから、そのように私は
了承しております。

○吉川(久)委員 それではその五千円
程度で十分需要を満しておられますか
といふことを一つ。

○吉川(久)委員 それから昨年から凶作のため農民
は非常に困難をいたしております。こ
とに政府がインフレーションを恐れ
て、盛んにインフレーションを口にさ
れましたので、日本の農民は、昨年の暮
にありつけのやりくりをして購買
力を發揮してしまつて、年が明けたな
らばインフレになるからといふこと
で、持つている金をみなはたいてし
まつたのです。この春になつてから、
手元に金がなく非常に窮迫してお
ります。春耕資金等の問題について
も、ただいま非常に苦慮しているよ
うな状況にござりますが、こういう
ときに疾病、災害その他やむを得な
い事由によつて農地の所有権を維持す
ることが困難になつた場合といふ点に
ほとんど限られたような考え方でござ
いましたけれども、しかしそれも折衝
の過程において大蔵省等の協力が得ら
れないで、もう少し検討することにな
ったそらでございます。そいたしま
す。ただもとより農地法にあります
ように、この農地という財産について
は、たとえばそれを処分するにしまし
ても、いろいろな制約を加えておる。一
定の資格のある者でなければこれを賣
うことができないとか、あるいは許可
を必要とするとか、いろいろな制約を
加えておることは、やはりこの農地と
いうものができるだけ耕作者と結びつ
いておる、その所有権と耕作権が結び
ついておるということ、つまり自作
農ができるだけ維持し、創設して行こ
うという精神の法律であります。従つ
てその大精神に必要な限りのそういう
許可であるとか、いろいろな制約は伴
いますけれども、しかしその根本にお
いて農地の一定の財産価値を認める、
またその融通を認めるということが
大方針であります。その制約といた
しまして許可とか、そういうような制
約がついている、こういうふうに考え
ます。

○平川政府委員 結局二十九年度の問
題といたしましては、従来の通り自作農
創設特別会計の収入金の中におきまし
て、約八億五千万円程度をもつて政
府がその農地を買上げる。これは一反
歩当り五千円程度の値段になります。
従来の方式をそのまま踏襲いたします
のでございましょうか。

する発言が影響をいたしましたし、農村では非常に金詰まりでこれから困るのですけれども、一体その需要をあなたの言われる程度の金で満たされるのか。そういう点の見通しが立たないのですけれども、どういふよろにごらんになつておりますか。

○平川政府委員 疾病、災害等の場合だけを考えましても、現在の八億五千円程度では不十分である。昨年あたりにおきましては、災害の関係もあって非常に多くの需要がございました。

これは計算のいたし方がなか／＼むずかしいのでありますけれども、一応私どもの計算によりまして、年間三十億近くの金額はそれらの限られた場合だけについても必要ではなかろうかと考えております。なお春耕資金その他全体の金繰りの問題につきましては、農業手形その他がござりますので、経済局長の方から……。

○吉川(久)委員 局長のおつしやる通り、八億数千万円の金では足りないこ

とは私どもにもよくわかつております。災害等のために被害を受けた農民

は、今高利貸しから金を借りて土地を手放さなければならぬ非常な苦境に追いやられているのに、八億五千万円ばかりの金でこの窮迫状態を見てやれることは考えられないで、これは何らかの措置を講じなければならぬ。それがすなわち農林省の農地担保金融の制度の問題として取上げられたのじやないかと思うのです。それが実現できなかつたということははなはだ遺憾だと思いますが、その点はその程度にいたしておきましょ。

次に自作農が今の憲法從つて民法にありますと、均分相続の制度ができてお

おりますが、そのため共同相続人の相続分の農地を譲り受けよう場合が出て参ります。こういう場合の資金なんか農家では全然やりくりがつかないのですが、そういうものをめんどうを見るような何か制度がござりますか。

○平川政府委員 ただいま実施してお

ります八億五千万円による農地の買上

げという方式は、今お話のような相続の場合も考えておるわけでございま

す。もちろんこれは相続の全部をする

わけにはとうてい参りませんけれど

も、考え方といたしましては、相続の

場合において次三男に農地を渡さなけ

ればならない、その場合に農地を渡し

たのでは自作農として經營が成り立た

ない、そこで次三男に対し相続者

から金を渡すことによって、その均分

相続の実をあげ、その相続者が他の

相続者に渡すべき金をただいまの八億

五千万円の資金でやはり貸して行く、

こういうのでござります。

○吉川(久)委員 ただいまの局長のお

答えでは、そういう制度もあるし、考

えもあるといふだけで、また若干の制

度によつてそういうものに対する救済

の措置があるといふだけであつて、現

実にはほとんどそれは実現されていな

いのです。また需要を満していないの

です。これもまた政府が農地金融担保

の制度をお考へになつた理由の一つで

あります。そこで私政務次官に――これは大臣に伺うべきことか

もしませんが、均分相続の制度に対

する特例法でもお考へにならないと、

ます／＼零細になつてしまふのです

が、今日適性規模農業經營なんとい

言葉が地を払つてなくなつてしまつたが、こういうことでは、この非常に出で参ります。こういう場合の資金なんか農家では全然やりくりがつかないのですが、そういうものをめんどう見るような何か制度がござりますが、まだお考へになつたことがござります。

○平川政府委員 新しい民法の均分相続の定めによりまして、日本の農地がさらに零細化され、遂に農業經營が成り立たなくなる、これに対して何らかの手を打たなければならぬといふことについては、まったく同感でござります。政府いたしましても、たしか以前この民法の均分相続に関する議院を通じたとして、參議院において審議未了となつて今日に至つておりますが、その後政府としては、委員会の委員であります当时も――

数年前になると思いますが、たしか衆議院を通じたとして、參議院において審議未了となつて今日に至つておりますので、これはむしろ大臣に出席してもらつて、平野さんでもけつこうですけれども、この問題は農林省としてもひとつの参考にならなければならぬと思うのです。今お話のように、多年私も憂えておつた問題で、これはむしろ大臣に出席してもらつて、平野さんでもけつこうですけれども、この問題は農林省としてもひとつの参考にならなければならぬと思うのです。農林省ではかつて二回かかるのです。農林省ではかつて二回これに対する特例を出したのですが、今あなたが言われたように、これは參議院で握りつぶしにされた、そこで最近年に農家の状態を調べてみると、あなたの言われたように、これは農家の状態が悪化してしまつて、その後いろいろ検討しているがなかなか結論が出ない、そこでただいまのところ政府は次三男対策や開拓、干拓等に力を入れて、こういうお話をございました。実は次三男対策としての海外移民等の問題については、これはもうお話しにならない、何か最近外務省で、大分外交の方面に自分たちの仕事をが狹められたので、国内に入り込んで来てやろうといふことで、農林省の所管

でもないことありますから、この均分相続に対する問題はやはり次三男の解決です。この次三男の解決と均分相続といふことは切り離すことができない問題であつて、農政問題としては非常に大きな問題です。そこでこれは農林省としても、ひとつ特にこの点についてお考へお願わなくちやならない問題であります。そこでこれは農政の重大問題について、一体何かお考へになつたことがござりますが、それともお考へになつたことがないならば、今後どういうふうにしようとお考へになつたことがありますか。

○平川政府委員 新しい民法の均分相続の定めによりまして、日本の農地がさらに零細化され、遂に農業經營が成り立たなくなる、これに対して何らかの手を打たなければならぬといふことについては、まったく同感でござります。政府いたしましても、たしか以前この民法の均分相続に関する議院を通じたとして、參議院において審議未了となつて今日に至つておりますが、その後政府としては、委員会の委員であります当时も――

数年前になると思いますが、たしか衆議院を通じたとして、參議院において審議未了となつて今日に至つておりますので、これはむしろ大臣に出席してもらつて、平野さんでもけつこうですけれども、この問題は農林省としてもひとつの参考にならなければならぬと思うのです。農林省ではかつて二回これに対する特例を出したのですが、今あなたが言われたように、これは參議院で握りつぶしにされた、そこで最近年に農家の状態を調べてみると、あなたの言われたように、これは農家の状態が悪化してしまつて、その後いろいろ検討しているがなかなか結論が出ない、そこでただいまのところ政府は次三男対策や開拓、干拓等に力を入れて、こういうお話をございました。実は次三男対策としての海外移民等の問題については、これはもうお話しにならない、何か最近外務省で、大分外交の方面に自分たちの仕事をが狹められたので、国内に入り込んで来てやろうといふことで、農林省の所管

でもないことありますから、この均分相続に対する問題はやはり次三男の解決です。この次三男の解決と均分相続といふことは切り離すことができない問題であつて、農政問題としては非常に大きな問題です。そこでこれは農林省としても、ひとつ特にこの点についてお考へお願わなくちやならない問題であります。そこでこれは農政の重大問題について、一体何かお考へになつたことがありますか。

○平川政府委員 新しい民法の均分相続の定めによりまして、日本の農地がさらに零細化され、遂に農業經營が成り立たなくなる、これに対して何らかの手を打たなければならぬといふことについては、まったく同感でござります。政府いたしましても、たしか以前この民法の均分相続に関する議院を通じたとして、參議院において審議未了となつて今日に至つておりますが、その後政府としては、委員会の委員であります当时も――

数年前になると思いますが、たしか衆議院を通じたとして、參議院において審議未了となつて今日に至つておりますので、これはむしろ大臣に出席してもらつて、平野さんでもけつこうですけれども、この問題は農林省としてもひとつの参考にならなければならぬと思うのです。農林省ではかつて二回これに対する特例を出したのですが、今あなたが言われたように、これは參議院で握りつぶしにされた、そこで最近年に農家の状態を調べてみると、あなたの言われたように、これは農家の状態が悪化してしまつて、その後いろいろ検討しているがなかなか結論が出ない、そこでただいまのところ政府は次三男対策や開拓、干拓等に力を入れて、こういうお話をございました。実は次三男対策としての海外移民等の問題については、これはもうお話しにならない、何か最近外務省で、大分外交の方面に自分たちの仕事をが狹められたので、国内に入り込んで来てやろうといふことで、農林省の所管

とく見えるけれども、農林政務次官としての平野次官のお答えとしては、これはあまり適当でないござります。だからこの移民の問題、次三男対策については、私は別にあらためて申し上げたいと思いますが、開拓、開墾等についての二十九年度の政府原案を見ますと、去年より予算を減らすといふよくなわけで、ちつとも対策に熱意がないのです。そこでわれくがせんだつてこれを修正をしたのですけれども、それもいろいろな関係で十分な措置がとられていないのです。社会党の諸君の反対されるのも無理がないくらいです。これは私ども、今後政府もひとつと責任をもつて積極的な御配慮ください。これをほんとうに求めている農民の反対されることをお願いしたいと思つております。特にこの均分相続の問題が簡単に行かないとするならばなおさらのこと、私は農地に対する特別の金融制度を設けなければならないということを痛感をいたしております。

次に、農地の所有権を取得するためには、必要な資金はどこから得られるのか。たとえば今まで耕作をしていた人が死に絶えてしまつたとか、あるいは何らかの事情によつて、零細な農家が適正規模の農業經營をやろうといふことや、あるいは土地を手に入れようとする場合に資金がない。ことに零細農家のときはほとんど資金がないわけですが、そういう場合は資金は一体どういう機関でやるのか、あるいはどういう措置が講ぜられるようになつておりますか、その点を伺いたい。

○平川政府委員 農地取得のための資金は、もちろん自作農創設の本來の使命のためのものでござります。この特別会計において貸し付けることにいたしてあります。

○吉川(久)委員 局長のお答えによりますと、いよいよつて、八億五千万円ばかりの金では、これは天井から目薬といふものは、飛行機から小便をれたよなものです。途中で霧になつて、これをほんとうに求めている農民のところにはほとんどまわつて来ない。こういうことで、一体あなたは日本が本の自作農を維持育成するなんていいうことができるとき考へになるのですが、あなたは局長として自信がおありになるかどうか、この点をお聞きしたい。

私はアメリカの日本に対する占領政策の中にも見るべきものがあつたと思っています。また事実あつた。しかし大方は日本の国情に適さないものが非常に多いのです。平川局長も御存じのように、われくが満州國へ行つて、島国根性の神經質な主觀をもつて、あの大陸の連中にいろ／＼施策を押しつけてあります。また事実あつた。しかしながらことは日本であります。たゞそれが払えなくなつて担保流れにまでかかるだけ長期にして低利な――これがアメリカでさえも前例がござりますので、私はそういう一つの金融制度をつくつて、國にのみ担保を入れる。それが払えなくなつて担保流れになつた場合には、國ができるだけの營農の指導をいたしまして、三十年くらいの長期の年賦償還にしておけば、そのうちに子供が大きくなつたり、いろいろの条件が具備されて、これを買いたいことができるようになる。國がこの担保流れになつた土地をよそへ売れば、農地改革の逆転になるであります。つまり、あるいは足鹿さんの言われますよら、あるいは足鹿さんの言われるようだ。あくまでも政府は担保を供したままよら、あるいは足鹿さんの言われるようだ。あくまでも政府は担保を供したこと、大蔵省の方でもいろ／＼問題を持っています。また足鹿委員の言われるような考え方としての問題もあるわけであります。本年度は遺憾ながら簡単に結論を出すことができませんでしょ。いつといふところまでは、今期限られたが、できるだけみやかにこれを拡大強化する制度を実現したいといふことは、十分考えておるわけであります。本年度は遺憾ながら簡単に結論を出すことができませんでしょ。

この限りで申し上げかねますけれども、

○芳賀委員 平野次官にお伺いしますが、食糧増産と農村金融との関連の上に立つて、今年の公庫の新規予算は非自力だけでは立ち上れないのです。たゞ程度の保護政策をもつて臨まなければ、日本の農民は立ち上れない。そこでどうしても普通の金融機関ではだめなんです。私は農林省で初め考えています。おられましたところの農地担保金融制度といふものが、かつての農工銀行や勧業銀行のようなものでないことはよくわかりております。またそうではなくてはならないでございますが、とにかくできるだけ長期にして低利な――これはアーティカでさえも前例がござりますので、私はそういう一つの金融制度をつくつて、國にのみ担保を入れる。それが払えなくなつて担保流れになつた場合には、國ができるだけの營農の指導をいたしまして、三十年くらいの長期の年賦償還にしておけば、そのうちに子供が大きくなつたり、いろいろの条件が具備されて、これを買いたいことができるようになる。國がこの担保流れになつた土地をよそへ売れば、農地改革の逆転になるであります。つまり、あるいは足鹿さんの言われるようだ。あくまでも政府は担保を供したこと、大蔵省の方でもいろ／＼問題を持っています。また足鹿委員の言われるような考え方としての問題もあるわけであります。本年度は遺憾ながら簡単に結論を出すことができませんでしょ。

この限りで申し上げましたように、大蔵省の方でもいろ／＼問題を持っています。また足鹿委員の言われるような考え方としての問題もあるわけであります。本年度は遺憾ながら簡単に結論を出すことができませんでしょ。いつといふところまでは、今期限られたが、できるだけみやかにこれを拡大強化する制度を実現したいといふことは、十分考えておるわけであります。本年度は遺憾ながら簡単に結論を出すことができませんでしょ。

この限られた予算の範囲内におきまし、また天候その他各種の条件によつて違つて来るわけでござりますから、この限られた予算の範囲内におきまして、政府としては最善の努力を尽し、歩でも近づきたい、こういうふうに思

○平川政府委員 御承知の通り政府いたしましては、食糧増産の五箇年計画を立てまして、本年は第二年目にになりますれば、土地改良関係の本年度の予算におきましても少くとも六百億程度のないよう農地担保融資を考えら

○平野政府委員 御承知の通り政府いたしましては、食糧増産の五箇年計画を立てまして、本年は第二年目になりますれば、土地改良関係の本年度の予算におきましても少くとも六百億程度のないよう農地担保融資が考えら

れる。しかし先ほども申し上げましたように、大蔵省の方でもいろ／＼問題を持っています。また足鹿委員の言われるような考え方としての問題もあるわけであります。本年度は遺憾ながら簡単な数字になるわけでありまして、この点遺憾に存じておるわけでござりますが、もちろん食糧増産は、単に予算の数字によるわけではありませんで、食糧増産意欲によつて非常に違います。しかし、また天候その他各種の条件によつて違つて来るわけでござりますから、この限られた予算の範囲内におきまして、政府としては最善の努力を尽し、歩でも近づきたい、こういうふうに思

林大臣の指定を見ておらないのでござります。具体的に申し上げますと、佐賀県とか愛知県あるいは大分県のことだけを受けておりまして、従つてまだ指定を受けておりません。この件につきましては、大阪で農林省の主催のもとにいろいろ会議もありましたが、大蔵省との折衝で非常に難局に陥つておるということを聞きます。私の思うのに、金額の多少によつて指定期はなはだ不合理ではないかと思ひます。この点について農林省当局はいかなるお考えをお持ちでございましょうか、御意見を承つてみたいと思うでございます。同時に、こういう金額の差によりまして指定に差をつけるということは、農業共済の建前上非常に困つた問題が惹起されるのであります。この点につきましては善処方をお願いするものであります。この点の御答弁を承りまして、私の関連質問を終ることといたします。

○小倉政府委員 農業共済組合の建物共済につきまして、先般の六、七月の水害における共済金の支払いに必要な資金の融通、これに伴います利子補給、損失補償の問題であります。これらはお尋ねのように、あの法律の損失補償の対象から漏れておる農家がございます。これは制度の趣旨といつまでは毎年起り得ることでござりますので、ある程度自前でもつて当然なり得るといった線もあり得るのでありますて、そういう一応の線といたしまして

一千円といふことで引きまして、それ以上につきまして法律の利子補給、損失補償の対象にする。それ以外は運合会独自でやつていただくということに失敗がきましたので、さようなことでもやつておるわけであります。お話を通り一千円以下のものにつきましては、できれば私どもとして対象にいたしたいのですが、大蔵省とも話合いの上でそちら辺で筋を引いた、こういうことに相なつたのであります。

○福田(高)委員 これは希望としてお願い申し上げます。一千円で切つたことと府県の財政力とはまったく別個の問題であります。金額の多寡を相当考慮していただかなければなりません。各府県によつて財政力の実情を相違ないか、念を押しておきます。この点はいかがですか。

○井手以誠君 それでは二十八年度は、ただいまお付利子は、二十八年度は、最低四分から七分五厘までございます。二十九年度につきましては、たゞいま検討中でござりますが、大体原則としてかえなで行きたいという方向で研究いたしております。

○井手以誠君 農林省としてはかえない方針であるということについてはわかりましたけれども、大蔵省の方では、最高八分というふうに引上げております。これが、この点はつきりしておいてもらいたい。今の政治的実態が大蔵ファクシミーと申しますが、大蔵省の発言権が非常に強いといふ意味から、この点特に念を押しておきたいと思いま

○井手以誠君 そこで次官にお尋ねいたします。先刻芳賀委員からもようつと触れられましたが、本年度は農林金融が昨年以上に重要性を増しておるにあります。確かに、この点はかかると、金額が減り、しかも政府出資が減つて、資金運用部からの借入がふえておるのであります。利子が融がつく資金運用部の金を昨年の倍額くら

○井手以誠君 そこまで、その前提としてお尋ねいたしましたが、貸付の方に圧迫が来るのではなくかといふ懸念を持つておるのであります。そういう意味から、私はただいまお尋ねの通りであります。それによりまして貸付利子を融にすると、資金運用部からの借入れの方があまります。そのことはございません。ただ今後も資金運用部からの借入れの方があまります。そこで、利子を特別上げるということは、大蔵省の方で八分といつまでは利率は最低四分から七分五厘、二十九年度は八分になつておるようですが、この点をまず局長にお尋ねいたしたい。

○小倉政府委員 お尋ねの御趣旨は、二十九年度の予算に関連してでござりますればお尋ねの通りであります。それによりまして貸付利子を融にすると、資金運用部からの借入れの方があまります。このことはございません。ただ今後も資金運用部からの借入れの方があまります。そのため、利子を特別上げるということは、大蔵省の方で八分といつまでは、これまでの平均利子といつたものから見ましても、利子を特別上げるということはなくできるものか、その点を押しておきたいと思います。

○平野政府委員 お話を通り農林金融につきましては、貸付条件を今後融につけておるわけでありまして、むしろこれをさらに緩和して進むようにいたしたいたい。こう思つておるわけでござります。ただいまお尋ねの、本年は資金運用部資金を増額するので経営が困難になる、金利の引上げはやむを得ないじやないか、こういうことであります。

○小倉政府委員 趣旨といたしましては、当然そういうことで運用して参りたいと思ひます。

○井手以誠君 ただいまの御答弁によりますて、二十九年度の分だけではたゞちに影響はないけれども、こういう傾向が続くと経営が圧迫されて、金利に影響して来るという御答弁でございましたが、それでは昨年よりも資金運用したが、それがおつしやつたように金利を引下げようという方針とは矛盾するのじやございませんか。

○平野政府委員 将来そういう必要が生じました場合におきましては、一般

会計から補給をするということとも考えられますし、いずれにいたしましてもこの農林金融の貸付条件を酷くするといふことは考えておらぬわけでありまして、将来資金運用部資金がさらに一層増加して経営が困難になると、いふ場合におきましては、一般会計の補給その他によつて維持して行きたい、かよ

うに考えております。

○井手以誠君 そこで次官にお尋ねいたしますが、原始産業に対する金利がきまで低位でなければならぬこと申すまでもございませんが、たゞいまの農村金融の金利が非常にまちまちのようござります。そこでこの農村金融に対する金利の方針を、ある程度一本化しなければならないのではないかという考え方を持っておりますが、次官はこの点についてどういうお考え方を持つておられるか。さらにまたその金利は、高くともどのくらいが今の農村の経済状態から妥当であるか、その点の御見解を承つておきたいと思いま

す。

○平野政府委員 この農林漁業金融公庫の貸付条件につきましては、法律

上ではつきり定まつておるわけでござ

ります。

○井手以誠君 そこで次官にお尋ねいたしますが、原始産業に対する金利が

きまで低位でなければならぬこと申すまでもございませんが、たゞいまの農村金融の金利が非常にまちまちのようござります。そこでこの農村金融に対する金利の方針を、ある程度一本化しなければならないのではないかという考え方を持つておりますが、次官はこの点についてどういうお考え方を持つておられるか。さらにまたその金利は、高くともどのくらいが今の農村

の経済状態から妥当であるか、その点の御見解を承つておきたいと思いま

す。

○井手以誠君 そこで次官にお尋ねいたしますが、原始産業に対する金利が

きまで低位でなければならぬこと申すまでもございませんが、たゞいまの農村金融の金利が非常にまちまちのようござります。そこでこの農村金融に対する金利の方針を、ある程度一本化しなければならないのではないかという考え方を持つておりますが、次官はこの点についてどういうお考え方を持つておられるか。さらにまたその金利は、高くともどのくらいが今の農村

の経済状態から妥当であるか、その点の御見解を承つておきたいと思いま

す。

○井手以誠君 そこで次官にお尋ねいたしますが、原始産業に対する金利が

きまで低位でなければならぬこと申すまでもございませんが、たゞいまの農村金融の金利が非常にまちまちのようござります。そこでこの農村金融に対する金利の方針を、ある程度一本化しなければならないのではないかという考え方を持つておりますが、次官はこの点についてどういうお考え方を持つておられるか。さらにまたその金利は、高くともどのくらいが今の農村

の経済状態から妥当であるか、その点の御見解を承つておきたいと思いま

す。

○井手以誠君 そこで次官にお尋ねいたしますが、原始産業に対する金利が

きまで低位でなければならぬこと申すまでもございませんが、たゞいまの農村金融の金利が非常にまちまちのようござります。そこでこの農村金融に対する金利の方針を、ある程度一本化しなければならない

のではないかという考え方を持つておられるか。さらにまたその金利は、高くともどのくらいが今の農村

の経済状態から妥当であるか、その点の御見解を承つておきたいと思いま

す。

○井手以誠君 そこで次官にお尋ねいたしますが、原始産業に対する金利が

きまで低位でなければならぬこと申すまでもございませんが、たゞいまの農村金融の金利が非常にまちまちのようござります。そこでこの農村金融に対する金利の方針を、ある程度一本化しなければならない

のではないかという考え方を持つておられるか。さらにまたその金利は、高くともど

ります。ただ金利がやはり一本化であるとすれば、金利がやはり一本化であるといふことは、原則としてはその通りであるが、それでも重ねてお尋ねいたします。

○平野政府委員 金融政策といましたしまして、金利がやはり一本化であるといふことは、原則としてはその通りであるが、それでも重ねてお尋ねいたします。

いままで、国会におきまして御審議をお願いしました結果、それべく各種目について別表によつてお定めいただき、それによつてやつておるわけでございませんが、やはり全般として農林金融の条件を緩和することは必要でございますが、そのためには、短期のものもございま

すから、それらについてそれべく区別を設けることは当然ではないか。たとえば造林のような非常に長期にわたるもの、あるいは、短期のものもございまして、将來資金運用部資金がさらに一

層増加して経営が困難になると、いふ場合におきましては、一般会計の補給その他によつて維持して行きたい、かよ

うに考えております。

○井手以誠君 なるほど私は審議をして法律をつくりました。しかし私がお尋ねいたしたいと思つておるところでは法律に定められたおりやつておるわけであります。

○平野政府委員 農林金融に限らず、金融全体にわたりまして金利の引下げを行ふ必要がありますということを私は感

りておきます。特に農林金融につきましては、それがどれという個々のことになりますから、こういうものについてはやはり差別を設けるのが妥当でありますから、こういうものにつ

いてはやはり差別を設けるのが妥当でありますから、こういうものにつきましては、これは非常にむずかしい問題でありますから、私は考えておりませんが、さらにこれは御意見に基きまして慎重検討いたしたいと存じます。

○井手以誠君 農林金融については、その重要性を私がいまさら申し上げるまでもないと思います。すでに農林省としつける場合に、非常に金利にむだが

あります。そういう意味で、次官はど

ういうお考へをねじます。確かに農林省は心もとない気がいたします。そしては確固たる考えがなくてはならぬ。今から研究しようといふことは私に解しかねるのであります。まだそぞらばらくがいいというお考へですか。確かに一本化が必要というお考へであるか、そのお考へをねじつておるの

が、あつてはおもしろくないと考へるのであります。そういう意味で、次官はどうあります。そのお考へをお持ちになつておるの

が、あつてはおもしろくないと考へるのであります。そういう意味で、次官はどうあります。そのお考へをお持ちになつておるの

が、あつてはおもしろくないと考へるのであります。そういう意味で、次官はどうあります。そのお考へをお持ちになつておるの

が、あつてはおもしろくないと考へるのであります。そういう意味で、次官はどうあります。そのお考へをお持ちになつておるの

が、あつてはおもしろくないと考へるのであります。そういう意味で、次官はどうあります。そのお考へをお持ちになつておるの

な時期に立つておるので、特にこの問題等に対しましては大蔵委員会に連合審査の申入れをされまして、これを促進されることを希望するものであります。

○井出委員長 ただいまの芳賀委員の発言につきましては、委員長において後ほど理事各位ともお詰りをした上善処いたします。

暫時休憩いたします。

午後一時五十三分休憩

○吉川委員長代理 休憩前に引続き会議を開きます。

砂糖の問題について前回に引き続き調査を進めます。質疑の通告がありますので、順次これを許します。芳賀君。

○芳賀委員 私は砂糖問題に対して若干の質疑を行いたいと思います。

最近における砂糖の値上がりは、一月以降急速に上昇いたしました。二月には九十五円というような非常なる高騰を見ておるわけであります。この問題に対しましては、前回の農林委員会においても質疑が行われたわけであります。この問題は、国民生活にとって不可欠な砂糖の値上がりをどのような手段によって抑止するかということが、政府としても当面した問題であると思いますが、先般の委員会におきまして平野農林次官からも、この砂糖問題に対する新たな構想があるように伺つたわけでありますが、まずこの点に対しても具体的な内容をお伺いしたいのでござります。

○平野政府委員 砂糖の対策につきましては、先般も本委員会におきまして御説明を申し上げたのでござりますが、申しあげました通りでございますが、この問題は、何としても輸入の増加をはかつて所要量を確保するところを立てるわけでございまして、この点は前回申しあげました通りでございますが、これにつきましては、何としても輸入の増加をはかつて所要量を確保するといふことが第一でござりますが、ただ

が、ただいまこれが対策につきまして緊急に検討を重ねておる次第でござります。ただいまのところ、まだ政府としての最終的な結論に達しておらないわけでございまして、従つて中間報告と申しますが、そういうこと以外には

本日のところでは申し上げかねる状況でございますが、それを申し上げますれば、当面の対策と恒久対策と二つにわけまして、当面の対策としましては、とりあえず台湾、インドネシアよりの早期輸入をはかる、これが第一でございます。第二としては、インドネシア産直消糖が輸入されます場合に、発注限度を設けない需要者の発注証明書付インボーラー割当とする、こういう方式をもつてこの取扱いを進めたいと思っております。また第三として、旧年産の台湾糖が輸入されます場合にも、これも発注限度を設けない需要者の発注証明書付インボーラー割当をいたしたいと思っております。また第四としましては、現在放

出中の政府手持ちの甜菜糖につきましては、今申し上げましたような方法に準じまして入札の方法を再検討する、これは御承知の通り第一回の入札におきまして予定に達しなかつたわけであります。これを急速に実施をいたしました第四としましては、現在放

出中の政府手持ちの甜菜糖につきましては、今申し上げましたような方法に準じまして入札の方法を再検討する、これは御承知の通り第一回の入札におきまして予定に達しなかつたわけであります。これを急速に実施をいたしました第四としましては、現在放

出中の政府手持ちの甜菜糖につきましては、今申し上げましたような方法に準じまして入札の方法を再検討する、これは御承知の通り第一回の入札におきまして予定に達しなかつたわけであります。これを急速に実施をいたしました第四としましては、現在放

出中の政府手持ちの甜菜糖につきましては、今申し上げましたような方法に準じまして入札の方法を再検討する、これは御承知の通り第一回の入札におきまして予定に達しなかつたわけであります。これを急速に実施をいたしました第四としましては、現在放

出中の政府手持ちの甜菜糖につきましては、今申し上げましたような方法に準じまして入札の方法を再検討する、これは御承知の通り第一回の入札におきまして予定に達しなかつたわけであります。これを急速に実施をいたしました第四としましては、現在放

いまこれにつきましては二十九年度の外貨予算の割当を検討中でございまして、これは日本経済全体の立場からいたさなければならぬことであります。ただいまのところ、まだ政府としての最終的な結論に達しておらないわけでございまして、従つて中間報告と申しますが、その観点から、砂糖につまつて参るわけでございますが、この本日のところでは申し上げかねる状況でございますが、それを申し上げますれば、当面の対策と恒久対策と二つにわけまして、当面の対策としましては、とりあえず台湾、インドネシアよりの早期輸入をはかる、これが第一でございます。第二としては、インドネシア産直消糖が輸入されます場合に、発注限度を設けない需要者の発注証明書付インボーラー割当とする、こういう方式をもつてこの取扱いを進めたいと思っております。また第三として、旧年産の台湾糖が輸入されます場合にも、これも発注限度を設けない需要者の発注証明書付インボーラー割当をいたしたいと思っております。また第四としましては、現在放

出中の政府手持ちの甜菜糖につきましては、今申し上げましたような方法に準じまして入札の方法を再検討する、これは御承知の通り第一回の入札におきまして予定に達しなかつたわけであります。これを急速に実施をいたしました第四としましては、現在放

出中の政府手持ちの甜菜糖につきましては、今申し上げましたような方法に準じまして入札の方法を再検討する、これは御承知の通り第一回の入札におきまして予定に達しなかつたわけであります。これを急速に実施をいたしました第四としましては、現在放

出中の政府手持ちの甜菜糖につきましては、今申し上げましたような方法に準じまして入札の方法を再検討する、これは御承知の通り第一回の入札におきまして予定に達しなかつたわけであります。これを急速に実施をいたしました第四としましては、現在放

出中の政府手持ちの甜菜糖につきましては、今申し上げましたような方法に準じまして入札の方法を再検討する、これは御承知の通り第一回の入札におきまして予定に達しなかつたわけであります。これを急速に実施をいたしました第四としましては、現在放

出中の政府手持ちの甜菜糖につきましては、今申し上げましたような方法に準じまして入札の方法を再検討する、これは御承知の通り第一回の入札におきまして予定に達しなかつたわけであります。これを急速に実施をいたしました第四としましては、現在放

出中の政府手持ちの甜菜糖につきましては、今申し上げましたような方法に準じまして入札の方法を再検討する、これは御承知の通り第一回の入札におきまして予定に達しなかつたわけであります。これを急速に実施をいたしました第四としましては、現在放

出中の政府手持ちの甜菜糖につきましては、今申し上げましたような方法に準じまして入札の方法を再検討する、これは御承知の通り第一回の入札におきまして予定に達しなかつたわけであります。これを急速に実施をいたしました第四としましては、現在放

出中の政府手持ちの甜菜糖につきましては、今申し上げましたような方法に準じまして入札の方法を再検討する、これは御承知の通り第一回の入札におきまして予定に達しなかつたわけであります。これを急速に実施をいたしました第四としましては、現在放

白糖的なものが入つて参つております。たわけあります。戦後になりました。粗糖を輸入することにしておるわけでござりますが、これにつきましては、当初におきましたは、ある程度の粗糖の直接消費といふことにしてもおきますが、当时におきましたダニがあります。ごぞいなうにあります。最初におきましたは、砂糖の方に向かってあるとかあるいはござるとかいろいろ衛生上の問題もありましたし、まだなく消費の実態が粗糖の方に向かって参つた。こういう事実もございまして、いろいろ面からいたしまして、その価格の安定がはかれます。粗糖の輸入につきましては、從來製糖工場に對して割当をいたしておつたわけでございます。われくといたしましては、その形でもつて中ざらになる。こういう形でもつて中ざらになる。中ざらの問題もありますので、そういふ面からいたしまして、粗糖の輸入につきましては、従來製糖工場に對して割当をいたしておつたわけでございます。

○芳賀委員 砂糖の需要は戦前あるいは戦後の統制時代において、おおむね百万トンくらいの消費が行われておつたわけでありますから、現在の百十万トン程度の需要は、国民生活の水準が上昇したことによつて増大したといふことまでには行つておらないわけであります。ただ問題は、最近家庭に提供される砂糖の九割以上も精製糖の形で提供されておるというこの事実であります。かつては約六〇%くらい、六十万トン程度は粗糖、ざらめの形でこれが一般家庭に流れて行つたわけであります。現在においてはほとんど大部分が精製糖を用いざるを得ないといふところまで来ておるわけであります。これは決して消費する家庭において精製糖を要求するからそういう形にして

おののだということにはなつておらずと思ひますけれども、その点の御見解はどうでありますか。

○前谷政府委員 お答え申し上げます。たゞいま御指摘のように、大体戦前におきましたは、砂糖の消費は最高約九十六万トン程度だと思つております。その当時におきましたも大体三割になります。たゞいま御指摘のように、大体戦前におきましたは、砂糖の消費は最高約九十六万トン程度だと思つております。その当時におきましたも大体三割になつておつたのであります。

時代におきましたも大体同様の比率をたどつておるのでございます。現在考えましても、大体一般家庭用といふ形としては三割から三割五分程度といたしましたは三割から三割五分程度といふふうに考えておるわけでございます。

○芳賀委員 私のお伺いしている点は、御指摘の百万トンの消費の問題に關しましては、戦前におきましたは御承知のようだ。一般業務用に対する人工甘味料の消費は規制されておりましましては、戦前におきましたは御糖の代替にされます菓子用等におきま

す水あめ等の生産も戦前とかわつておるわけであります。その間の需要の変動があらうかと思います。従いまして、そいうい代替品との関連性もありますので、なかく最低需要が幾らあると、いうことはつかみにくいかと思います。従いまして、戦前におきましたは、砂糖の形は、どうしても精製糖にしなければならないから、戦前の需要も戦前とおなじであります。

○前谷政府委員 戰前の比較を申し上げますと、戦前は現在のよくな粗糖はなかつたのでございまして、消費されておらなかつたのであります。精製度の高い白糖、それから低い中ざら、三盆白、こういうよなものが戦前におきまといわゆる下級糖でござります。ただ現在の粗糖が直接消費ができるであります。しかしこれにつきましては、現在のよな需要もあらうかと思ひます。実態的に見ますと百万トン程度の消費が昨年、一昨年を通じてあるの

等の関係もございまして、ある部分におきましたのが減りまして、実態的には百万トン程度にならうかと思ひます。実態的に見ますと百万トン程度の消費が昨年、一昨年を通じてあるのにつきましては、現在においては大体

八割程度が精製糖でございまして、二割程度が粗糖あるいはその他の加工品であります。たゞいま御指摘のように、大体戦前におきましたは、砂糖の消費は最高約九十六万トン程度だと思つております。その当時におきましたも大体三割になります。たゞいま御指摘のように、大体戦前におきましたは、砂糖の消費は最高約九十六万トン程度だと思つております。その当時におきましたも大体三割になつておつたのであります。

○芳賀委員 私のお伺いしている点は、御指摘のように、精製糖は以前よりも精製度が低いといふことを言われましたうふうに考えております。ただいま御指摘の百万トンの消費の問題に關しましては、戦前におきましたは御糖の形は、どうしても精製糖にしなければならないから、戦前の需要も戦前とおなじであります。

○前谷政府委員 戰前の推移に関連がござります。これは過去の推移に關連がござります。これは過去の推移に關連がござります。

○芳賀委員 お答え申し上げます。これは過去の推移に關連がござります。これは過去の推移に關連がござります。

○前谷政府委員 お答え申し上げます。これは過去の推移に關連がござります。

○芳賀委員 お答え申し上げます。これは過去の推移に關連がござります。

○前谷政府委員 お答え申し上げます。これは過去の推移に關連がござります。

○芳賀委員 お答え申し上げます。これは過去の推移に關連がござります。

○前谷政府委員 お答え申し上げます。これは過去の推移に關連がござります。

○芳賀委員 お答え申し上げます。これは過去の推移に關連がござります。

○芳賀委員 お答え申し上げます。これは過去の推移に關連がござります。

○芳賀委員 お答え申し上げます。これは過去の推移に關連がござります。

でござりますので、そういう意味からいたしまして、白糖を供給する建前にいたしておるわけでござります。ただ現在のよう白糖の価格が上がりましよきましては、先ほど申し上げましたように白糖の価格が上ります場合におきましては、先ほど申

て行くことによつて、この糖価を押えて行くことも必要であろうといふことで、現在直消糖を、——これは、黄ザラに類するものでございますが、イングニア等に現物がござりますので、そういうのも輸入いたしたいところで交渉いたしておる次第でござります。

○芳賀委員 砂糖会社と特別の因果関係がないといふ場合には、この問題はどういふらに解明されますか。たとえば昨年の十二月現在におけるところの十九社の生産能率は、日産六千四百三十トンになつておるわけであります。それが今年に入りまして、三月までの計画によると二千三百七十トンの施設が増強されるといふやうな計画になつておるわけであります。それいたしますと今年の三月末までには日産八千八百トンの能率を上げることであります。それは十二月の操業度におきましても約六〇%、それから三月の新設度で、百万トン程度は事足りるといふことになるわけですが、こ

ういうような需給関係の限界が一応あるにもかわらず、一方においてかかる施設が次々に増強されて行くという

施設がござりますが、この件は一般国民が見ても、この点に何かの問題があるのではないかといふことが推測されるわけでありますけれ

ども、この点に対し重ねて伺いしむたいわけであります。

○前谷政府委員 お答え申し上げますと、日本の経済力のもとにおきます国民消費の設備能力は、原糖の輸入及び現在の設備が、ただいまの御指摘のように、現在過剰であるといふことはわれくとも認めます。(「割当方

式が悪いからだ」と呼ぶ者あり)これにつきましては、従来われくとも認めておるわけでござります。(「割当方力を四〇%に考えまして、五〇%は実績、平均を一〇%、こうしたことでもつて原糖の割当をいたしておるわけでもござります。今後の問題といたしましては、割当方式につきましても能

には、これを抑えるべく、従来毎年二回能力査定をいたしておつたわけですが、本年三月から、三月以後にござりますが、本年三月から、三月以後におきましては設備に対する能力査定を三分の一に見るといふふうなことによつてチエクいたして参りたい。ただ御承知のように、現在法的な関係におきましては設備の制限等も、直接設備を抑制する方法がございませんので、そういう形においてこれを抑制しでござります。さらに根本的に、二十九年度におきます外貨の状態等とも関連いたしまして、検討いたしました。

○芳賀委員 結局必要以上に施設が増強されるということは、今までの割当方針に対するかかる立場をついて施設の増強が行われたと思ふのであります。一例をあげますと、名古屋精糖といふ会社があるわけであります。この会社は昨年の十二月までは四百十五トントンの施設しか持つておらなかつたわ

けであります。ところがこれは二月まで千八十五トンの施設を増加して、結果一千五百トンといふ全国一の施設を持つ強大な会社まで発展いたしましたが、今年度に入つて二千三百トンの増設のうち約四割程度を、名古屋精糖一社で施設の増強を行つておるといふことと、この名古屋精糖会社には自由党の政調会長の池田勇人氏が、社長があることは重要な重役であるか、それはわかりませんが、入つておる、こういうような事例が明確に出て来ておるわけ

であります。この名古屋精糖のごときは、現在どのよくな基準によるところの割当を受けにゆるか、その点をお伺いしたいとの、池田勇人氏はこの会社の何に當るかを、御承知であればお話を願いたいのであります。

○前谷政府委員 粗糖の割当につきましては、先ほど申しましたように、ただ御承知のように、現在法的な関係で、そういう形においてこれを抑制して参りたいというふうに考えておるわけがございます。さらには根本的に、二

〇前谷政府委員 お答え申し上げます。設備につきましては、政府が融資いたします場合は、開発銀行あるいは見返り資金からの融資の場合でござますが、これは砂糖会社には一件もございません。ただ御承知のように日本銀行におきまして、機械を輸入いたしましての金額は幾らか。その二点をお伺いします。

○芳賀委員 結局必要以上に施設が増強されるということは、今までの割当方針に対するかかる立場をついて施設の増強が行われたと思ふのであります。一例をあげますと、名古屋精糖といふ会社があるわけであります。この会社は昨年の十二月までは四百十五トントンの施設しか持つておらなかつたわ

るかどうか、それが一点。

第二点は、名古屋精糖は政府の融資を仰いで、貸付を受けておりますが、

○前谷政府委員 お答えを申し上げます。設備につきましては、政府が融資いたします場合は、開発銀行あるいは

一体この金額は幾らか。その二点をお伺いします。

○前谷政府委員 お答えを申し上げます。設備につきましては、政府が融資いたします場合は、開発銀行あるいは

この大きな矛盾をしながら、片一方でかりませんが、入つておる、こういう

う矛盾をはたしてあなたは平氣で政策に打ち出されるのですか。

○平野政府委員 終戦後の日本經濟の復興のためには、自由經濟を採用することが一つの大きなポイントをなすのであります。しかし自由經濟が、敗戦国としては非常な復興を見せて来た理由の一つには、自由經濟の妙味を發揮した点があることを十分御承知の通りであります。しかし自由經濟にもおのづから、長短があるわけでありまし

て、行き過ぎの点もあるわけありますから、政府としてはこの際ある程度規制を加えたい。こういう観点から、ただいま長官からお答え申し上げましたように、外貨の割当につきましては、設備能力を重点としておりましても、これらの能力査定につきましては、来年度以降基準を減らしまして、これ以上過剰設備に陥らないよう手配を今進めておるわけでござります。

○中村(時)委員 ちょっとと関連して……その場合実際に設備能力によつて割当をしておるから、どうしても業者はどんづかれて設備増強をやつて行きたい、

○中村(時)委員 ちよつと関連して、この点におきましては、まだ御承知のように外貨貸しの制度がとられました理由は、資料をもつて別に御説明いたしました。

○前谷政府委員 私たしか三社と記憶しておりますが、金額等について

に、別口の外貨割当制度がありまして、この運用は全面的に日本銀行が管理いたしているわけでござります。政府は直接的にはタツチしております。

○中村(時)委員 政務次官にお尋ねしたい。たとえば外貨割当をしなが

ら——そういうふうに設備が多いにかかる一方においては設備の規模に応じて今度は砂糖の割当をやつている。

○中村(時)委員 とんでもないへりくつといふのですが、ともかく自由經濟理論と——いずれ私の時間がこの次に

検討をして行きたいと思つて いますから、留保します。

○芳賀委員 結局設備が過剰になつているということは、どういう場合においても、今後の製品のコストを高めるにしかならぬのであります。たとえば百パーセントの操業度をあげる場合と、五〇%の操業しかできない場合においては、遊休施設といふものはコストの上に相当大きなかぶさつて来ておるのであります。今まで事態を傍観しておいて、特定の会社が大体ここまで来たという場合にまたこれを抑えるといふ考え方は、非常に明朗を欠いた点でないかと思います。これに対する反省が行われておれば、次官から聞かせてもらいたいと思います。

それから先ほど長官から、名古屋精糖と池田氏との関係は全然ないと言わされました。これは一応長官の意向として本日は聞いておく程度にしたいと思ひます。

○平野政府委員 過剰設備に陥つておりますから、これがある程度抑制するためには、どうしても部分の転換とか、操短といつても必要になつて来ると思いますが、そういう点につきましても、政府としては考慮いたしております。具体的にはそれらの事務当局の方からお答えを申し上げます。

○芳賀委員 既存の会社だけに外貨割当をやるという非常に弊害の多い方式は、今後改めるといふ御声明があつたのですが、今後予想されることでは、会社以外の消費団体等で外貨の割当を要求したような場合に、それらに対しても機会均等の立場において処理されるお考えであるかどうか、その点をお伺いいたします。

○前谷政府委員 お答え申し上げます。御承知のように輸入の外貨の方法といたしましては、割当制と自動承認制があるわけでございます。従来はある程度自動承認制をとつていただけでございますが、外貨がきゆうくつになりますと、ある程度需要者割当制が進んで参ることにならうかと思います。この需要者割当制度につきましては、直接製造工場に外貨を割当てる場合と、輸入業者に割当てる場合があるのでござります。先ほど政務次官からも申し上げましたように、インドネシアの直消糖につきましては、輸入業者の割当の発注証明をつけることによりまして、実需者の発注との関連を考慮して、実需者としも関連して、二十九年度以降における措置につきましては目下検討中でござります。

○芳賀委員 ただいま実需者団体が周接的に参加できる道を開くといつもうなことを必要になつて来ると思いますが、そういう点につきましても、政府としては考慮いたしておられます。具体的にはそれらの事務局をお伺いします。

○前谷政府委員 直消糖の場合におきましては、製糖工業は実需者ではございません。これは粗糖を精製する工場でござりますので、実需者の中に入らぬわけでございます。われくといたしましては、実需者の場合において今後関係省と検討いたさなければなりませんが、私の考え方としては、大体特別法に基く一つの組合のために経済行為を行います。

○前谷政府委員 お答え申し上げます。

○芳賀委員 たとえば農業協同組合法に基いて事業を行う全国団体でございますとか、あるいは消費組合法でござりますとか、あるいは消費組合法でござったか、そういう団体の全国的な組織のものとか、あるいは中小企業協同組合法に基く全国的な団体、こういうもののが対象として考えていいのではございません。これに対する実需者のルートというものは、これは別に何か長官の今までのお話では、外貨のわくが出て来なければ実現できないことがあります。

○前谷政府委員 たとえ政務次官から申し上げましたように、インドネシアの直消糖につきましては、輸入業者の割当の発注証明をつけることによりまして、実需者の発注との関連を考慮して、実需者としも関連して、二十九年度以降における措置につきましては目下検討中でござります。

○芳賀委員 ただいま実需者団体が周接的に参加できる道を開くといつもうなことを必要になつて来ると思いますが、そういう点につきましても、政府としては考慮いたしておられます。具体的にはそれらの事務局をお伺いします。

○前谷政府委員 その点を伺うかと私は現在考えているわけではありません。

○芳賀委員 そうすると、それはいつごろ実施される予定であるか、その具体的な時期を伺いたいと思います。

○前谷政府委員 これについては、先ほど政務次官から申し上げましたように、インドネシアの直消糖の輸入を交渉しております。これについてそういう方法を採用したいと考えております。直消糖を入れました場合におきましては、応急対策の外貨をインドネシア等から入れをえたいということを応急対策として考えておるわけであります。その結果、最近のいわゆる国際収支の逆調によりまして、外貨の割当等の関係から起つておるわけでございます。従つて政府としては早急にこれが安定をはかりたいということをもつて、たゞま極力検討を重ねておるわけであります。ついで、本日も二十九年度の外貨予算の割当に對しますところの開催審議会を開いておるわけでございます。早くにこれが決定を見ると幸いです。それが見渡せるならば、その度合いによりまして対策を立てる、こういうことでやつておるわけでありまして、決して無方針で、ぶら／＼しておるといふではなく、解決に向つて極力進んでおるわけでございますので、御了承願いたいと思います。

○芳賀委員 そうすると、四月、年度がかかるとこの問題は具体化すると考へてさしつかえありませんか。

○前谷政府委員 私の申上げ方が悪かつたかと思いますが、われくといたしまして、応急措置としてインドネシアの直消糖を至急に交渉しているわけでありまして、できるだけ早く——できれども三月中にも交渉を成立して入れたいと考えておるわけであります。ただ二

十九年度における外貨事情が確定して行い得る団体であつて、全国的な規模のものが適当であろうと考えていることがありますと、砂糖の価格なり需給なりうような、一つのこんとん状態の中に位置かれておるような現状がいつまでも続く場合においては、この砂糖の価格の安定というものは絶対に期待することができないと思ひますけれども、ことういうような簡単直截に行われるよな政策さそも至急に行う意欲がないことは、結局不安定な状態の中において、これらの業者の利益を守るというような意図はないといわれてゐるけれども、実質的にはそういう腹のをこの対象として考えていいのではなくかうかと私は現在考えているわけではありません。

○芳賀委員 これはまづたく無方針で、場当たりでやつておるというわけではありませんが、その点はどうですか。

○前谷政府委員 この砂糖の問題につきましては、われくといたしましては、われくといたしまして、二十八年度の外貨の範囲内において、現物があれば、できるだけ早くこゝら起つておるわけでございます。

○芳賀委員 そのまましては、われくといたしまして、二十八年度の外貨をインドネシア等から入れをえたいということを応急対策として考えておるわけであります。その結果、最近のいわゆる国際収支の逆調によりまして、外貨の割当等の関係から起つておるわけでございます。従つて政府としては早急にこれが安定をはかりたいということをもつて、たゞま極力検討を重ねておるわけであります。ついで、本日も二十九年度の外貨予算の割当に對しますところの開催審議会を開いておるわけでございます。早くにこれが決定を見ると幸いです。それが見渡せるならば、その度合いによりまして対策を立てる、こういうことでやつておるわけでありまして、決して無方針で、ぶら／＼しておるといふではなく、解決に向つて極力進んでおるわけでございますので、御了承願いたいと思います。

○鹿委員 前谷さん、さつき実需者とか実需者団体というお話をありまし

たが、実需者ですか実需者団体ですか、どうですか。

○前谷政府委員 先ほど申し上げましたのは、これは数量にも限りがあると思いますから、実需者団体といたしまして、全国的な規模を考えることが妥当ではなかろうかというふうに現在考えておるわけであります。

○足鹿委員 実需者団体から現在あるのは從来原糖の輸入について公式に、非公式に申請のあつた団体、それをお知らせ願いたいと思います。

○前谷政府委員 私記憶いたしておりまするのは、全國的連絡からもございました。それからこれは形としてはどういう形になつておりますかしりませんが、労働組合総評議會からも申請がありました。それから葉子の組合連合会、それからパンの連合会、それからつくだ煮でございますとか、その他単位の組合なんかからもあつたと思ひます。

○足鹿委員 具体的に申請があつた団体、申請の月日、申請を拒否された理由、そういうものを一ついただきたい。私どもあまりこの問題はよくわからんが、何か今の政府がおとりになつてているやり方を見ると、十九社ですか、それらの独占的な利益を確保する、こういう印象が非常に強いためです。現在はあなたの方の政府は自由主義經濟なんですね。外貨予算に名をかりて、やたらに申請に対して圧迫をするといふことになるから、疑惑が疑惑を生んで来るのです。前には砂糖関係の課長が自殺をしたというような事件もあつたのであります。それからずつとこれは問題があるのであります。ですからこのことについて、自由經濟を主張しておなりながら、それをやたらに実需

者団体の要求を拒否するということは、通産省との関係においてはいろいろありますから、そんなどうなに遠慮なさる必要はないじやないかというのが常識なんですね。そこで今、実需者団体として五つ、六つのものあげられましたが、先刻言われた実需者団体として全国的な規模を持つものというのは、その申請をしたものの中に全部今あげられたものは該当します。

○前谷政府委員 御承知のように、われわれといましましては糖價の安定ということが主眼でございましたので、從来白糖の価格が適切な地位に安定いたしております場合は、やはり衛生の点でございますので、現在の形でやつて行つてざしつかえないじやなくろうかというふうに考えておりますが、現在のような糖價の状態におきましては、これは從来の方針を必ずしも固執するものではございませんで、そういう意味におきまして、インドネシア、台湾の旧糖等につきまして早急にできるものにつきまして、需要者の発注証明書つきのインポーター割当をやりたいというふうに考えておるわけあります。ただ御承知のように、これはいろいろの実需者団体からの申請がないわけでございます。自由にやらす

度は各個人の消費でございますから、収めるかということは、これは需要限度は各個人の消費でございますから、押えにくくということで、從来はその方式をとらなかつたわけでございました。

○足鹿委員 各個人の消費量がわからぬとおつしやるが、それははつきりわかつた團体はたくさんあるはずであります。ただあなた方がそれを御存じないだけのことであつて、それは別な製糖会社から流れて行くものとの事業の競合上から来る問題をむしろ恐れておられる、都合のよいときはそなう言われるし、都合の悪いような場合には別なことを言われる、むしろこの競合によつて値段が下れば私はよいと思う。今はいろいろの実需者団体からの申請がござりますが、これに対します査定といつて一応資料をいただけますね。

○前谷政府委員 今までの申請につきましては資料を差上げます。先ほども芳賀委員に申し上げましたが、この実需者団体といましましては、われ

ておるわけであります。大きな外貨を要するものについてのAAシステムと

いものは大体割当制をとつております。その場合におきまする需要の限度を明確につかみ得るものでないと、非常に困難でございますから、そういう規模を持つものの中にも全部今あげられたものは該当します。

○足鹿委員 そこで最後にお尋ねしておきますが、現在の糖状からして応急措置としてとる。二十九年度については、これはまた別に根本的な対策を考えるといふ政策次官のお話であります。

が、それは今の方針だけで応急策としてやるのだと、次はまた次だといふうことになるとすれば、時期的に山ができたるいは裕ができたりして、騰落が非常ににはげしい。その間に糖業資本は大きなものを使つてやる、こういうことになると思うのです。これは自由党の惱性のものです。申請するものはこのことなどが外貨の割当につきましては、客觀情勢から考えましても、百万ドルを若干下まるのではないかといふうに考へざるを得ないわけであります。しかしながら砂糖の問題については、この際どうしても恒久対策もある程度確立するということが必要であると考えております。この

○平野政府委員

今回政府がとる応急対策を、やはり来る恒久対策にも関連して考えるかどうか、こういうお尋ねを存じますが、応急策はもちろんやるわけであります。しかしながら砂糖の問題について、この際どうしても恒久対策もある程度確立するということを考えておりました。しかしながら砂糖の問題について、この際どうしても恒久対策もある程度確立するということを考えておりました。

○芳賀委員

先ほど私は、現在の砂糖に対する政策に一貫性が欠如しておるということを指摘したのに對し、私は、そうしたものが恒久対策の参考にはなるといふうには考えております。さればはつきりしたことはわかりません。最近の砂糖の値上がりもまた若干の低落しておるのであります。これら

が、今の実需者団体

——やはり消費者保護の見地からものを考えて行けば、

砂糖に対する政策に一貫性が欠如してお

るということを指摘したのに對し、

私は、そうしたものが恒久対策の参考にはなるといふうには考えております。それから、全国的な規模を持つ

パーコーラキューべー糖をやる。しか

らつしやるかどうか。もう一つは、市場においてこ入れをして行つたといふ現象をとらえて、この実態がどうなつておるか、これは少くとも独禁法にひつかつて来る問題ですが、この問題をどういうふうにあなた方は調査されておるか。この二点を前もつてお聞きしておきたい。

○前谷政府委員 ただいまの第一点の方を申し上げますが、私この前この席におりませんでしたから、なお念のためにお伺いいたしますが、三日とか十五日というのは製糖業者が商社に対します手形決済のサイドの問題かと思ひます。そうでございましょうか。

○中村(時)委員 違います。それはこらうことになつておるのであります。今まで製糖業者から卸売業者に渡して行く場合、大体十五日ぐらいと見て契約して渡しておつた。ところがだん／＼きゆうくつになつて来たものだから、これを三日なら三日に縮小してしまつわけですか。縮小いたしますと、次には縮小されたがゆえに、今度は価格操作がすぐできるわけです。そしておいて、次の価格を幾らにきめて行くかということを裏において製糖業者が考えておるわけです。すなわちこれはカルテルの一種なんです。そういう姿が出ておるが、それに対してどういう調査の方針をとつて進めておるかということを聞いておられます。

○前谷政府委員 お答え申し上げます。現在われ／＼は毎月の出荷実績をとつております。毎月の出荷実績をとつておきますと、一月におきましても大体八万五千トン程度の出荷がござります。これがござりますけれども、主たる原因は過去の実績と違つておりません。ただただいまの御指摘の月間におきま

する卸関係と個々の製糖業者との現物の受渡しの関係がどうなつておるか、これは個々の製糖業者によりましてそれが違つて來ることじやなかろうかと思いますが、現在といたしましてはその調査はいたしておりません。

○中村(時)委員 なからうかでなくして、そういう実態を的確に把握することができはりその一つなんです。月間の量的な問題じやなくして、私の言つておるのは価格の問題を言つておるのであります。その意味において十分な調査を早急に願いたい。できたら期日を切つてもいいと思います。今の問題は調査をしておいていただきます。

次に政務次官のお話を聞いておられますと、早急の手当としては台湾あるいはインドネシアの問題を取上げていらっしゃるようですし、またもう一つの対外的問題としてば発注證明付のインポーター割当方式をとろうとしていらっしゃる。この二つが中心になつておるようです。が、この二つをめぐつて一、二質問したいと思います。ということは、政府

○中村(時)委員 それじやこれは留保いたしましてあとでまたお伺いしたい。というのは、取引所の問題であるとか、今の市場操作の問題であるとか、あるいは設備資金の問題であるとか、あるいは設備資金の問題であるとか、そういういろいろ複雑な要素があることはあなた方が十分調査をしていただきたい。それと今あなたがおつしやつたもう一つの原因の消費税の問題についても、大蔵委員会で問題になると思つたが、その二つをあぐつて、一、二質問したいと思います。

○前谷政府委員 私が申し上げておりますのはそういう意味じやありません。

○前谷政府委員 私が申し上げておりますのはそういう意味じやありません。それはそのうことは、不当利益であるというふうにお考えにならないのです。こういふう不當利益が上の原因だということをお認めになつておると、うことは、非常に重大な問題であると思います。

○中村(時)委員 それからもう一つの点の外貨問題であります。

○川俣委員 それが大切なんですね。これで、たとえば四月以降消費税が上りますれば、いわゆる実需者と申しまする経済情勢の見越しの問題等、いろいろ総合された問題があらうかと思います。

○中村(時)委員 それじやこれは留保いたしましてあとでまたお伺いしたい。というのは、取引所の問題であるとか、今の市場操作の問題であるとか、あるいは設備資金の問題であるとか、あるいは設備資金の問題であるとか、そういういろいろ複雑な要素があることはあなた方が十分調査をしていただきたい。それと今あなたがおつしやつたもう一つの原因の消費税の問題についても、大蔵委員会で問題になると思つたが、その二つをあぐつて、一、二質問したいと思います。

○前谷政府委員 私が申し上げますのは、この二つが中心になつておるようですが、この二つをめぐつて一、二質問したいと思います。ということは、政府

は九日の参議院農林委員会において回答をあなた方出しておるはずです。その回答は、砂糖価格の高騰の原因がほとんど本年下半期の外貨予算の実施が円満に行われなかつたこと、またもう一つの原因是砂糖輸入の予想が非常に減少するということ、この二つの点に置いておられるようです。そこで事實その原因がこの二つであつたかどうかということを確認したいと思うのですが、その原因がこの二つであつたかどうかを

とえばいろいろな産業がございます。その場合におきまして、消費税の関係であります。これは実需者としてあるうし、また今から税金が上りますといふことで価格を上げておくといふことです。その意味において台湾あるいはインドネシアからの早期輸入の発注、証明付インボーダントをやるうと

これが非常に重要な発言をされておるところですが、あとでお尋ねいたします。その一年間の実際のわくのきょうの適切でなかつたということが、大きな疑惑の対象になつておるのであります。

○前谷政府委員 私が今仮需要と申し上げましたのは、砂糖について申し上げたわけであります。砂糖を消費するた

お認めにならなければならぬわけですね。これはさつきから中村君が指摘しているんだから、この指摘したことを探められたその上に、将来の対策が立たなければならぬと思う。いつまでも自分たちのやつた失敗を隠しておつたのでは対策は立ちませんよ。あれは當時いろいろな疑惑があつたんです。製糖業者の運動もあつて入れなかつたといふ難もあります。これは将来いろいろな問題が起きて来るだらうと思いますが、そういう点について、あなたはとらわれていませんはずだから、政務次官はつきり答弁してください。欠陥は明らかに存じますけれども、広い意味におけるところの改善をいたします。

○平野政府委員 今日糖価の安定をはかるための委員各位の御熟意に対しましては衷心から敬意を表しております。政府といたしましても同じ趣旨におきまして、今日砂糖の対策につきまして鋭意検討を進めておるわけではありませんが、ただいまいろいろな欠陥を認めています。

○中村(時)委員 あなたは改善という言葉を使いましたね。改善ということは欠陥があつたことなんですよ。そうではどうぞ。欠陥があつたということを具体的に出しただけです。それを認めておられますか。わからなかつたらお話をございました点につきまして、対策の一回は、十分検討を加えまして、対策の一つの参考に資したいと存じております。

○平野政府委員 世の中は日進月歩であります。常に改善から改善へと進んで行くわけでござりますから、そういった意味におきまして研究をしたいと思います。

○中村(時)委員 小学校の子供を相手にしておるんじゃないのです。あなたは政府委員であります。お互いに良識というものが您的です。お互いに一つでもプラスになつて行くようになりますと、相当な激励を受けたといいます。

○中村(時)委員 なるほど計画はそれでいいのです。ところが現物が減つて来たためにばた／＼あわてて出した。そこで繩上げはやりたい、ところがその当初は繩上げが必要がないと言つた。そこで通産省の次長にお聞きしたいのは、繩上げの必要がないという基礎はどこにあつたかということを一点お聞きておきたい。

○中村(時)委員 それからもう一つは、この一月から三月までにあわてて何とか現物にしたが、あの当時齊木さんから例の調子で、えらく価格が上つておるという御指摘があつた。私は小倉価格がどう推移しておるかということは、不勉強のいをしておるのだから、そういうまともな考え方を持つてほしいと思う。それがについて認めないといふならば、長官にお聞きしたい。あなたは先ほどブラジルの問題でも繩上げをやつておるわけで、現在の状態も改善しよう。こういう方向に進んでおるわけですか。そういう意味から申しますなら方について不完全であった点もないことは言えぬわけであります。たまたまお話しの欠陥という言葉を使うことはいかがかと存じますけれども、広い意味におけるところの改善をいたします。

○前谷政府委員 お答え申し上げます。私が申し上げたのは、年間におきます当初の外貨予算の計画におきまして到着を百万トンといたしましたわけでございますが、それを実現いたしましたために十月から三月までの計画トーンはスリページとして考えておつた、こういうことを申し上げたのでござります。

○中村(時)委員 なるほど計画はそれでいいのです。ところが現物が減つて来たためにばた／＼あわてて出した。そこで繩上げはやりたい、ところがその当初は繩上げが必要がないと言つた。まだその当時の価格からすると、そこそこ通産省の次長にお聞きしたいのは、繩上げの必要がないという基礎はあわてて措置をする必要がなかろうとお聞かれておられるかどうか。わからなかつたらお話をございました点につきまして、対策の一回は、十分検討を加えまして、対策の一つの参考に資したいと存じておりま

す。

○川俣委員 今指摘された点で欠陥があつたというふうにお認めになりましたが、今通産省の松尾次長の答弁によると、相当な影響を与えておるわけですね。繩上げが行われております。繩上げはやつた。なればこういう結果は来なかつた。また六万トンの需要も出て来なかつたかもしだ。これは想像ですから別問題であります。いずれにしても糖価対策には十分なり得たということだけは言えると思う。その手当をしなかつた

ということが欠陥であつたといふふうにお認めになりませんかどうか。

○平野政府委員 先ほど申し上げましたように、現在も恒久対策を立てておるわけで、現在の状態も改善しよう。たまに、実際希望を持つて、そうしてスラジルの問題でも繩上げをやつておるわけですが、たまたまお話しの欠陥という言葉を使うことは申上げた通りであります。たまに、お手元に差上げましたように、二月におきまして糖価が高騰いたしました。三月以降になると、いうことはやらなかつた。それでこれをやらなかつたのではなくて、これが事実といったお話をございましたが、たまたまお話しの欠陥という言葉を使うことは申上げます。

○前谷政府委員 お答え申し上げます。スリップの部分は、当初の計画と方について不完全であった点もないことは申上げた通りであります。たまに、お手元に差上げましたように、二月におきまして糖価が高騰いたしました。三月以降になると、いうことはやらなかつた。それでこれをやらなかつたのではなくて、これが事実といったお話をございましたが、たまたまお話しの欠陥という言葉を使うことは申上げます。

○中村(時)委員 その農林省の関係官の名前を言つていただきたい。これはたいへんな問題です。

○前谷政府委員 お答え申し上げます。その当時の会議は別問題といたしまして、お手元にお配りいたしました市価等も御参照になつていただかくとわざると思ひますが、われ／＼としては、食糧斤といたしましてそれほど窮迫した事態というふうに考へなかつたわけあります。別段農林省に責任を転嫁するわけではございませんが、あの当時齊木さんから例の調子です。経済安定の速記録を読んでもらいたい。小倉経済局長が六十二円二十銭をもつて妥当とするといつとまに、す

ここで価格の問題になつて来るのです
が、価格の査定の方針と私の考えておる
ことと食い違つてゐる。そこでその話合
いをしたことがあるかどうか。ところが
事実そのときにそこにいらつしやる課
長もいらしたはずです。その当時す
に課長もこれは高くなつてゐるとい
うことを認めていらつしたはずです。課
長ちよつとお答え願いたい。あなた
らつしたはずです。

○東洋説明員 その当時の臨時国会の
際に、お話をどのように、妥当な価格がど
の辺であるかということに対し、今
お話を通り、局長が適正な価格はそうで
あるということを御返事されたかどうか
か、私存じておりませんが、当時価格
の問題について論議のあつたことは承
知いたしております。

○中村(時)委員 そういうふうに一応
認めたものを、今言つたように片方の
方では、農林省の中でそういう措置は
必要ないと言わされた人がいらつしやる
と言つ。そうすると、事務当局として
の實際の一貫した動きがちつともな
かつたというか、あるいは個々の人間が
何物かを考えて、そういうような手を
打つたかといふ一つの疑義が出る。そ
こでその当時の農林省において、農林大
臣もはつきり言明していらつしやる。業者側は盛んに陳情をしていて、この人の
名前を私は聞きたい。次長に対しても
この人の名前を発表してもらいたいとい
うこととを要求するわけです。

○松尾政府委員 まあ……「まあじや
ない」と呼ぶ者あり) 私ども全部処理す
べきであります。それば担当の者

に申しつけまして、農林省と話合ひを
したわけであります。まあだれがだれ
と話したというふうなことは、私とし
長もいらしたはずです。その当時す
に課長もこれは高くなつてゐるとい
うことを認めていらつしたくございません。
○中村(時)委員 申し上げたくないとい
うことは、あなたは知つてているとい
うことなんですが、確かにその通りで
す。それに対してまあくでこれが済
ませるというふうのものじやないの
です。最初から言うように、あなたの
良識といふものはどこに置いておるの
か、だから知つて以上はその責任
をはつきりさせてもらいたい。だから
政治次官のこの責任といふものは、あ
なたは考へていらつしやるか、認めま
すかと聞いたときには、これはまあく
でわからぬ。わからぬから当然こ
こまで行くよりほかにしようがない
どつちか結果をつけなければならぬと
いうことに追いつかれて、そこで絶対に
この名前を言つてもらいたい。政務次
官がどうかわからぬといふ答弁に
なつては、食糧府長官が責任を持つて
いるべきだと思います。

○前谷政府委員 具体的に何としている
ことがありますように、輸入計画を次々と実
施して、それが諸般の関係、特に海外
との関係で、若干のずれのあること
いう事柄に対しても云々と先ほど言つ
たでしょう。だからあなたは、そうい
うふうなことまで隠しごとくする必要は
ない。もつとフジアに、こういふう
やるならば、ここに名前を発表しても
よい。あなたは知つていらつし
い。どうです。政務次官の答弁
は必要ないです。

○平野政府委員 様子を承つております
が、私はのうかがえるわけであ
りますが、私はもちろん事務局にそ
ういうことは絶対にないと確信いたしま
すが、そういうことが原因になつ
て、特に行政措置を故意に曲げたとい
ふの事柄が、結局そのままになつてしま
つて、糖価がこの通り上つて来て、國
尾次長の言ふように、當時線上げ輸入
手当になつたとということだけは認め
られると思うのです。これは自信を持
つて松尾さんも御答弁になつてある。
もしもその手當ができておりますなら
ば、今あえて急に、外貨の不足のとき
に、急場に間に合せるために、特に高
い価格で買いつければならないよ
うなあわて方をしないでもよかつたか
れれない。また先ほどから私が質問
しているように、いわゆる六万トンの
手當需要といふようなものが起らないよ
うなわけであるが、また価格も上
つて来なかつた、こういうことになる
と思う。これは國家の財政上大きなミ
スをしたものだと想う。あなたが手當
をやつておいて、全部計画通り入らな
いでも、一部入つて来ておりますなら
ば、これは大きな手當になつたのじや
ないか。そういう確信を持つておられ
ることは、食糧府長官が責任を持つて
いるべきだと思います。

○中村(時)委員 今のお次長の話では、
その名前を知つては云々と先ほど言つ
ったでしょう。だからあなたは、そうい
うふうなことまで隠しごとくする必要は
ない。もつとフジアに、こういふう
やるならば、ここに名前を発表しても
よい。あなたは知つていらつし
い。どうです。政務次官の答弁
は必要ないです。

○松尾政府委員 その担当官の名前を
言えといふことでござりますが、砂糖
を担当している者はそうたくさんいる
けれども、なぜかかんかんに思つた
ところを、まあじやないといふことは、言
ふべきではないと、かねて思つてゐ
ます。だれがその相談をしたとか何と
かいふことは、これは問題外じやない
かと思います。

○中村(時)委員 それはおかしいので
すよ。実は決定していないと言つたそ
の件であります。私は誠心誠意必要が
ありますから、いろいろ見込み違いと
か、あるいは観測を多少誤つたとい
うことは申しまして、十分調査をいたし
ました。別の機会に善處いたしたいと
存じます。

○中村(時)委員 非常に執拗に言うよ
うですが、これは非常に重要な問題
で、あなたが今申しましたように、こう
いう事務当局が蹉跌を來したことを見
ておられないので、私は国民の代表として、当然これは追究しなけ
ればならぬ権利を持つてゐるつもりで
す。そこでこの問題を曖昧模糊とする
必要はないと思ふのです。ほんとうに、
そういうことがなければ、堂々とここ
で名前を言えばいいのです。そうしま
す。

○前谷政府委員 具体的に何としている
ことがありますように、輸入計画を次々と実
施して、それが諸般の関係、特に海外
との関係で、若干のずれのあること
いう事柄に対しても云々と先ほど言つ
たでしょう。だからあなたは、そうい
うふうなことまで隠しごとくする必要は
ない。もつとフジアに、こういふう
やるならば、ここに名前を発表しても
よい。あなたは知つていらつし
い。どうです。政務次官の答弁
は必要ないです。

○松尾政府委員 私が十一月であります
とかどうしたといふふうなことは、言
つてもわかっているだろうと思いま
す。まあ言い得ることは、そう言つた
のがどうしたといふふうなことは、言
つてもございません。(だから言つ
たらしいでしょ」と呼ぶ者あり) 言わ
たくないといふことを申し上げてある
わけであります。

ますから、この問題を継続させていただきたい。

○吉川(久)委員 議事進行……。本件については、中村君のほかにまだ河野一郎君からも質疑の通告がすでに出ております。簡単に結論づけられないう情勢にありますから、次会に譲つてお願いをしたいと思います。きょうはこの辺で散会の動議を出します。

○井出委員長 吉川君の動議に御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○井出委員長 御異議なしと認めます。

○井出委員長 この際林業に関する小委員の補欠選任についてお諮りいたします。ただいま小委員が一名欠員になつておりますが、その補欠を委員長においておいて指名いたしたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○井出委員長 御異議なしと認め、足鹿覺君を林業小委員に指名いたします。

本日はこれにて散会いたします。

午後六時十二分散会